

# 11 スマートシティ デジタル

# 1 国民のつながれる権利の明確化【最重点】

(提案要求先 デジタル庁・総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 国民の誰もがデジタルデバイスを介してネットワークに「つながれる権利」について法制度上明確にするとともに、必要な環境の整備をすること。
- (2) デジタルデバイドの是正・解消のため、対面対応や人的支援等の代替・補完手段や、デジタルデバイスの利用、通信環境の格差に対応する全国共通の制度・枠組みを構築すること。
- (3) 上記の実現に向けたロードマップを提示すること。

## <現状・課題>

- (1) 都は、多様なデジタルサービスが生み出され、誰もがサービスを享受できるとともに、データ利活用により様々な社会課題の解決がなされる社会の実現のため、あらゆる人やモノが、いつでも、どこでも、何があってもネットワークにつながる東京を目指している。

生活の様々な場面でデジタルツールの活用が進展している中、ネットワークに「つながれること」は、人々が最低限の生活を営む上で、もはやなくてはならないものとなりつつあり、その恩恵は誰もが享受できるものである必要がある。そのためには、希望する国民の誰もがスマートフォン等のデジタルデバイスを介してネットワークに「つながれること」が保障され、各種デジタルサービスが利用可能となるとともに、社会やコミュニティとの接点を持つことができる状態を実現しなければならない。

今後のイノベーションの進展や人口減少による働き手の減少に伴い、行政を含めた各種サービスのデジタル化及び自動化の進展は今後も加速度的に進んでいくものと考えられるが、令和3年法律第35号デジタル社会形成基本法等の国の法令においては、「つながれる権利」が明確に位置づけられていない。

すなわち、デジタル社会形成基本法等では、情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差の是正を定めているが、ネットワークに「つながれること」そのものは権利として整理されておらず、「つながれる権利」の法制度上の位置づけが不明確となっている。

また、国民に対して質の高い行政サービスを提供するためには、行政手続等のデジタル化を着実に推進するとともに、通信網やデジタル基盤の整備についても、計画的に実施していくことが求められる。

- (2) 全ての国民が、誰一人として排除されることなくデジタルの恩恵を享受す

るためには、心身等の状況や通信環境等の様々な事情により、デジタルデバイスの利用が困難な人や不慣れな人への対応を講ずることが不可欠である。そのためには、窓口等における対面支援や人的支援等の代替・補完手段を制度として構築した上で、デジタル化を推進する必要がある。

また、高齢者や障害者など、デジタルデバイスの操作に不慣れな方を対象として、各自治体において、スマートフォン教室の開催等の取組を進めているものの、財源・制度設計には限界があり、支援の有無や水準に地域差が生じている。

こうした状況は、行政サービスの利用機会に格差を生じさせるものであり、デジタルデバイドの是正・解消に向けた取組を一層推進することが求められる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 国民の誰もが、いつでもどこでもネットワークに「つながれる権利」について、法制度上明確にするとともに、国として「つながれる権利」の保障に向けた目指すべき状態目標などの統一的な考え方を整理すること。
- (2) 行政手続等について、デジタル化を着実に推進するとともに、通信網やデジタル基盤の整備を計画的に進め、デジタルデバイスを通じてネットワークにつながりたい人が便利で快適に行政サービス等を利用できる環境を整備すること。
- (3) 様々な事情によりデジタルデバイスの利用が困難又は不慣れな人等が、デジタル化の進展により行政サービスから排除されることのないよう、窓口等での対面对応や人的支援等の代替・補完手段を制度として構築した上で、デジタル化を推進すること。
- (4) デジタルデバイスの利用や通信環境の格差を解消するため、利用支援のあり方や通信に係る負担の考え方について、全国共通の制度・枠組みを構築すること。
- (5) 上記(1)から(4)までの実現に向け、国・地方自治体・民間事業者の役割分担を明確化するとともに、制度の構築、財源措置、ガイドライン整備などのロードマップを提示すること。

## 2 「つながる東京」実現に向けた通信環境の整備

### 1 「つながる東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の 早期構築等【最重点】

(提案要求先 総務省)

(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、高周波数帯の基地局整備を推進するとともに、都市部やターミナル駅周辺などの高トラヒックエリアに重点を置いた良好な電波利用環境の確保に努めること。
- (2) 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせるため、通信困難地域へ1社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。また、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。
- (3) 首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業により、非常用電源の72時間化など、区市町村本庁舎や災害拠点病院等における携帯電話基地局の強靱化を引き続き国が責任を持って主導し確実に進めるとともに、取組をさらに加速させるために必要な財政措置を講じること。

#### <現状・課題>

##### (1) 5Gインフラの整備促進

5Gによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のQOLを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国

家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都では、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指し、令和5年8月に「つながる東京」展開方針を策定した。

大容量かつ高速通信を必要とする5Gサービス市場は、今後大きく拡大することが見込まれ、「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった5Gの特長を十分に発揮するには、sub6帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備は、「つながる東京」実現の上で不可欠である。国は、5G普及のためのインフラ整備推進に関する検討を踏まえ、sub6周波数帯について「2027年度までに高トラヒックエリアの90%をカバーする」ことを、令和7年に整備目標として示している。一方で、都が実施したインターネット通信環境及びインターネット利用状況調査による都民の通信品質に関する満足度についての調査によると、通信品質が気になる場所として電車内や駅周辺の電波品質に対する不満が高いことが判明した。このため、都市部やターミナル駅周辺などの高トラヒックエリアに重点を置いた良好な電波利用環境の確保に努める必要がある。

## (2) 補助制度の拡充

国が目指すデジタル社会の発展において、高速モバイルインターネット網は基幹的インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。しかし、島しょ地域や山間部などでは、地理的条件により電力や光回線の確保が難しいことや維持管理費等の負担の課題があり、無線通信事業者の自発的な基地局整備につながりにくい。その中で、1社以上が整備済みのエリアへ複数社が整備する場合の補助率は3分の2となっているが、通信困難地域へ1社が新規整備する場合の補助については、補助率が2分の1となっており、複数社整備の場合と同等の補助率となっていない。さらに、国の補助制度において維持管理費を財政支援することが明記されておらず、維持管理費用の負担が困難な自治体では、実質的に基地局が設置できない状況が続いている。

## (3) 携帯電話基地局の強靱化

今後想定される首都直下地震や台風等の自然災害など有事の際には、情報収集・発信、避難及び救急・救命活動において通信が重要な役割を果たす。そのため、基地局の強靱化を推進し通信を確保していくことが重要であることから、令和7年度に、災害時の拠点となる施設等の周辺における基地局に対し、発災後72時間の停電対策や衛星通信を活用した多重化等を行う「災害時における携帯電話基地局の強靱化対策事業」が開始された。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、sub6帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備目標を早期かつ着実に達成するとともに、都市部やターミナル駅周辺などの高トラヒックエリアに重点を置いた良好な電波利用環境の確保に努めること。
- (2) 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせることができるよう、通信困難地域へ1社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。  
また、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。
- (3) 首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、令和7年度に開始した「災害時における携帯電話基地局の強靱化対策事業」を引き続き国が責任を持って主導し確実に進めるとともに、取組をさらに加速させるために必要な財政措置を講じること。

#### 参 考

##### 国施策の根拠法令・計画

- ・ 総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和5年4月25日発表）
- ・ 総務省「新たな目標に基づく5Gインフラの整備状況（令和6年度末）」（令和8年3月30日）
- ・ 総務省「デジタルインフラ整備計画2030」（令和7年6月11日）
- ・ 総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平成17年11月25日総基移第380号 最終改正：令和8年1月22日総基移第4号）
- ・ 総務省「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（告示）（昭和62年2月14日郵政省告示第73号）

## 2 OpenRoaming 対応公衆無線LANの整備促進

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局)

公衆無線LANを通信インフラとして国の整備計画等に位置付けるとともに、WBAが推奨する国際規格であり安全で利便性の高いOpenRoaming 対応公衆無線LANの整備促進に向け、積極的な普及啓発及び財政支援を行うこと。

### <現状・課題>

誰もが無料で使うことができる公衆無線LANは、携帯電話回線が輻輳して利用できない場合でもインターネットにアクセスしやすく、災害や通信障害時の代替の通信手段として有効である。災害時でも効果的に情報を受発信するためには、公衆無線LANの整備が不可欠であることから、通信インフラとして位置付ける必要がある。

しかし、その利用に当たっては、情報漏洩等セキュリティの確保が課題(※1)であり、加えて、移動するたびに接続し直す手間が生じ、利便性が低い点も課題となっている。

そのため、都は、令和5年8月に「つながる東京」展開方針を策定し、OpenRoaming規格を採用した公衆無線LANの展開を行っている(※2)。

OpenRoamingは、Wireless Broadband Alliance(WBA)が推奨する国際規格の公衆無線LANの認証基盤であり、セキュリティを確保しつつ、一度設定を行えば、都度登録を行うことなくシームレスに接続できるという特徴を有し、上記の公衆無線LANの課題を解決した規格である。

また、OpenRoamingは、欧米を中心に、前年度比で約116%となる350万を超えるアクセスポイントの整備(※3)が進んでいる。国内においても、大阪府が2025年日本国際博覧会の期間中、会場にOpenRoamingを整備した(※4)ほか、南相馬市が導入する(※5)など広がりを見せている。

こうした利点を持つOpenRoaming対応公衆無線LANの整備を加速させるために、施設管理者向けの整備に関するガイドラインを策定するなど整備促進に取り組む必要がある。

また、OpenRoamingの認知度は、25%(※6)と低く、国内では利用できる施設が少ない上に、整備に関しては施設管理者の財政的負担が大きいという課題があるため、公共施設や民間施設等に積極的な普及促進が図られるよう支援を行っていく必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 災害時等においても誰もが無料でインターネットにつながる環境を確保するため、OpenRoaming に対応した公衆無線LANを国の通信インフラ整備の計画に位置付けること。
- (2) OpenRoaming に対応した公衆無線LANについて、国が主体となって通信

の安全性と利便性を確保するためのガイドライン等を整備し、全国的に導入が進むよう取り組むこと。

(3) OpenRoaming 対応公衆無線 LAN 整備のため、施設管理者への補助金などの財政支援を行うこと。

(4) 公共施設など多くの利用者が集まる場所に公衆無線 LAN 整備を行う際は、OpenRoaming 等の国際的な公衆無線 LAN ローミング基盤に対応するよう国が率先して啓発すること。

## 参 考

※1 令和7年2月25日付総務省「無線 LAN (Wi-Fi) の安全な利用（セキュリティ確保）について」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/cybersecurity/wi-fi/](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/wi-fi/)

※2 令和5年3月29日付東京都プレスリリース

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/03/29/07.html>

※3 WBA Annual Industry Report 2025, December 11, 2024

[https://wballiance.com/wp-content/uploads/2024/12/WBA\\_2024-Industry-Report\\_Final-23122024.pdf](https://wballiance.com/wp-content/uploads/2024/12/WBA_2024-Industry-Report_Final-23122024.pdf)

※4 大阪・関西万博における OpenRoaming の導入事例

<https://www.cisco.com/site/jp/ja/about/case-studies-customer-stories/osaka-expo.html>

※5 令和7年9月2日付南相馬市ホームページ

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/12/1260/johotsushin/2118.html>

※6 【令和7年度】インターネット通信環境及びインターネット利用状況調査

[https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/digitalservice/questionnaire\\_r7](https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/digitalservice/questionnaire_r7)

### 3 島しょ地域における、安定的な地デジ放送の視聴 並びに情報通信網の維持管理及び再整備に対する 支援

#### 1 島しょ地域における地デジ放送の安定的な視聴

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局)

島しょ地域における地上デジタル放送の安定的・継続的な視聴環境を確保すること。

##### <現状・課題>

総務省は、地上アナログ放送終了までに地上デジタル放送の受信環境が整備されない世帯、いわゆる「デジタル難視世帯」に対し、地上系放送基盤の整備（以下「恒久的対策」という。）として、中継局や共聴施設の整備等を進め、これらについて、平成27年3月末に対策が完了したとしている。

しかしながら、島しょ地域においては、テレビ受信機による地上デジタル放送の視聴に当たり、海面反射等の影響で映像が乱れるフェージング現象によりブロックノイズやブラックアウトが発生するなど、安定的な視聴が困難な難視聴地域がある。

こうした状況の改善に当たり国は、ブロードバンド代替への支援として、令和7年度より「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業」を開始したが、交付決定後の契約及び単年度での施設整備が求められており、機器調達等で期間を要するブロードバンド代替事業での適用が難しい内容となっている。

また、総務省は、地上デジタル放送周波数の有効活用を目的として、「衛星放送による放送番組中継に関する技術的検証等」を行うため、衛星放送を活用した地上デジタル放送の番組中継に関する実証実験を行っている。島しょ地域を含む難視聴地域において、安定的な視聴環境の整備はもとより、共聴施設の維持管理も課題となっていることから、衛星放送を活用した中継放送は最も有効な改善方法である。

##### <具体的要求内容>

- (1) 島しょ地域においても、地デジ放送の安定的・継続的な視聴環境を提供するよう、放送事業者に対して引き続き指導すること。
- (2) 島しょ地域における地デジ放送の視聴環境改善に有効である「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業」について、複数年事業にも適用が可能とするなど、ブロードバンド代替事業に活用しやすい制度とすること。島しょ地域の実情に応じた難視聴地域の解消に向けて、ブロー

- ドバンド代替について引き続き検討し、国が責任を持って対策を講じること。
- (3) 衛星放送を活用した地デジ放送の番組中継について、青ヶ島等の未だ安定的な視聴が困難な島しょ地域において実効性確認のための実験を行うなど、実証作業を早急に進め、衛星放送を活用した地上デジタル放送の番組中継の早期実現を図ること。

## 2 島しょ地域における情報通信網の維持管理及び再整備に対する 支援

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局)

安定的な通信環境を確保していくため、ユニバーサルサービス制度を活用した公設海底光ファイバーケーブルの民間移行を促進すること。また、民間移行実現までの間、超高速ブロードバンド環境整備後の通信基盤施設の維持管理について必要な財源を確保した上で、時限措置となっている補助事業を継続すること。さらに、災害対応力の強化や施設の更新等に向けた通信基盤施設の再整備にも活用できるよう、補助対象の拡充を図ること。

### <現状・課題>

超高速ブロードバンドは、全国の整備率が 99.7%に達する基幹的なインフラであるが、都内の島しょ地域は、人口規模が小さく採算面等が厳しいため民間事業者による通信基盤網の整備が進んでこなかった。このため、都は、島しょ地域の超高速ブロードバンド環境を整えるため、海底光ファイバーケーブルの整備を進めてきた。

平成 22 年度に小笠原、平成 28 年度に神津島、御蔵島、平成 29 年度に新島、式根島、令和元年度に利島、青ヶ島の通信基盤の整備を完了した。これにより、各島で超高速ブロードバンドを用いた様々なサービスが展開され、海底光ファイバーケーブル等の通信基盤は島民の生活に不可欠な基幹インフラとなっている。

これらの整備に当たっては国の財政支援により事業を進めてきたが、整備後には、施設の維持管理に加えて自然災害（台風、波浪）による損傷の復旧にも多額の費用が生じている。

国は離島・山間地等の地理的条件等により、光ファイバー基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、維持コストの一部を交付金で補てんする「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度」（以下、「ユニバーサルサービス制度」という。）を創設し、令和 7 年 12 月には令和 8 年度の交付金の額や回線単価が認可されるなど、制度運用が開始されたが、本制度は民間事業者を対象とした制度であり、自治体である都の施設は制度の対象外である。また、本制度の実施に当たり、国は公設ファイバーケーブルの民間移行を支援しているが、海底光ファイバーケーブルについては、多額な維持管理費に対する交付金算定基準が明らかになっていない。民間移行が進んでいない一方で、維持管理に要する自治体の経費への補助は令和 8 年度までの時限措置となっている。

また、頻発する自然災害や施設の老朽化への対応も急務であり、安定した通信ネットワーク環境を維持するためには、通信基盤の適切な維持管理と災害に強い施設へ再整備していくため、国の財政的な支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 島しょ地域においても「いつでも、誰でも、どこでも、何があっても」ネットワークにつながることが重要であり、安定的な通信環境を確保していくため、公設海底光ファイバーケーブルの民間移行に向けた適切な情報開示等の措置を行い、ユニバーサルサービス制度を活用した民間移行を促進すること。また、民間移行実現までの間、維持管理に係る補助事業を継続すること。
- (2) 安定した通信のネットワーク環境を常に維持するため、災害対応力の強化や施設の更新等に向けた海底光ファイバーケーブル等の施設再整備も補助対象とする等の拡充を講じること。

## 4 公共インフラとしてのデータの連携と利活用

### 【最重点】

#### 1 国を挙げたデータマネジメントの推進

(提案要求先 デジタル庁)

(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 国や他の自治体など組織間でのデータ連携や徹底したA I利活用を進めるため、国主導で、データ連携やA I判読等に適したデータの定義、品質基準、更新頻度等について全国的に統一されたルールを明確化すること。
- (2) 都民の利便性向上及び行政サービスの高度化を図るため、公共インフラとしての価値を有するデータ群について、ベース・レジストリとしての整備を迅速に進めること。
- (3) 公共性の高い分野ごとに、国、自治体、民間企業等の関係主体がデータ連携及び利活用を行うことができる全国統一の基盤を国の責務で整備し、I Dはマイナンバー及びG ビズ I Dを前提とすること。その際、整備工程を明確化し、自治体における実務や意見を十分に反映すること。
- (4) 組織の垣根を越えたデータ連携を進めるため、行政組織横断でデータをつなぐ仕組みである公共サービスメッシュを早期に自治体が利用できるよう、速やかに構築を進めること。
- (5) 国や自治体等の行政機関間でのデータ提供・利活用を進めるため、安心して効率的にデータ連携ができる全国共通のルールや仕組みを整備すること。
- (6) 公共インフラとしてのデータについて、クラウドサービスやデータ基盤のグローバル化が進む中においても、国と自治体がデータの主体的な管理・運用を可能とするための考え方を明確に示すこと。

## <現状・課題>

都は、令和8年4月に「東京都データマネジメント基本方針」を公表し、行政サービスが自然と届く都政へと転換することにより、都民や事業者の「手続のための時間」を「暮らしや仕事の時間」へと変え、手取り時間を増やすことを目指している。

国においても、令和7年6月13日に「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」が決定され、データ連携に係る基盤整備や標準化の推進、信頼性・安全性の確保など、データ利活用に関する論点や当面の対応の方向性が整理されている。

一方、生成AIを含むAIの社会実装が進展する中で、国及び自治体が作成・保有するデータについては、公共的な資産としての価値が急速に高まっている。こうした状況を踏まえ、国や自治体が共通に参照・利用することを想定した全国的な統ルールの下で、データの定義や品質基準、更新頻度等を明確化し、AI等による利活用に適したデータ整備を進めていく必要がある。

また、国においては、令和7年6月13日に閣議決定された「公的基礎情報データベース整備改善計画」に基づき、ベース・レジストリの整備が進められている。公共インフラとしての価値を有するデータ群について、都民の利便性向上や行政サービス、更には事業活動全体の効率化を図る観点から、迅速に整備を進めていくことが求められる。

さらに、医療、福祉、教育、防災など公共性の高い分野において、国、自治体、民間企業等が分野ごとに協働してデータ利活用を実現していくためには、関係主体間で安全かつ円滑にデータの連携・利活用を行うことができる単一の共通基盤が不可欠である。その際、都民や事業者に関する多様なデータの連携・活用を可能とするため、IDは、マイナンバー及びGビズIDの活用を前提としつつ、現場での効果的な活用につながるよう整備の工程を明確化するとともに、自治体の意見を反映しながら着実に推進していくことが重要である。

加えて、組織の垣根を越えたデータ連携を進める上では、行政組織横断でデータをつなぐ仕組みである公共サービスメッシュについても自治体が早期に利用を開始できるよう、整備の工程を明らかにした上で、速やかに構築を進めていくことが必要である。

こうした技術や基盤の整備と併せて、行政機関間でのデータ提供・利活用を前提とした制度面での整備も不可欠である。現状、国、都道府県及び区市町村といった行政機関間でデータ連携をする際、その都度、データの取扱ルールや責任などを明確にした協定を締結する運用が多く見受けられるが、連携の都度、協定を締結しなくても、住民情報等も含め安心してデータ連携ができるよう、全国共通のルールや制度設計が求められる。

さらに、行政サービスにおいて活用されるデータは、社会を支える公共インフラであると同時に、国及び自治体の自律性や安全性を左右する重要な資産でもある。クラウドサービスやデータ基盤のグローバル化が進む中、行政で取り扱われるデータについて、その管理主体、適用される法制度、国外からのアクセスや影響の可能性等を明確にすることが重要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 国や他の自治体など組織間でのデータ連携や徹底したA I利活用を進めるため、国主導で、データ連携やA I判読等に適したデータの定義、品質基準、更新頻度等について全国的に統一されたルールを明確化すること。
- (2) 都民の利便性向上及び行政サービスの高度化を図るため、公共インフラとしての価値を有するデータ群について、ベース・レジストリとしての整備を迅速に進めること。
- (3) 医療、福祉、教育、防災等の公共性の高い分野ごとに、国、自治体、民間企業等の関係主体がデータ連携及び利活用を行うことができる全国統一の基盤を国の責務で整備し、I Dはマイナンバー及びG ビズI Dを前提とすること。その際、整備工程を明確化し、自治体における実務や意見を十分に反映すること。
- (4) 組織の垣根を越えたデータ連携を進めるため、行政組織横断でデータをつなぐ仕組みである公共サービスメッシュを早期に自治体が利用できるよう、速やかに構築を進めること。
- (5) 国や自治体等の行政機関間でのデータ提供・利活用を進めるため、安心して効率的にデータ連携ができる全国共通のルールや仕組みを整備すること。
- (6) 公共インフラとしてのデータについて、クラウドサービスやデータ基盤のグローバル化が進む中においても、国と自治体がデータの主体的な管理・運用を可能とするための考え方を明確に示すこと。

## 2 国主導による点群データの整備・更新

(提案要求先 デジタル庁・国土交通省)

(都所管局 デジタルサービス局)

点群データを国のベース・レジストリとして位置づけ、相互利活用のためにデータ仕様や標準フォーマットを確立及び統一するとともに、国の責任と財源において、全国網羅的なデータの整備及び更新を一元的に行い、各自治体が防災等の分野で活用できる環境を整えること。

### <現状・課題>

現在、東京都をはじめとする一部の自治体では、独自に点群データを整備・公開している。インフラ施設の変状等による都市構造の変化や、災害発生時に被災状況を迅速かつ的確に把握するためには、点群データの定期的な更新が不可欠であるが、自治体にとってその財政的負担は大きい。また、国土地理院における点群データの整備・公開は一部地域に限られており、提供形態も有償にとどまっている。

点群データが面的に整備されることで、自治体の枠を越えた広域的な災害対策等への活用も可能になることから、国による標準仕様・フォーマット等による全国網羅的な整備が求められている。

### <具体的要求内容>

点群データを国のベース・レジストリとして位置づけ、相互利活用のためにデータ仕様や標準フォーマットを確立及び統一するとともに、国の責任と財源において、全国網羅的なデータの整備及び更新を一元的に行い、各自治体が防災等の分野で活用できる環境を整えること。

### 3 官民データ利活用の促進に向けた環境整備

(提案要求先 デジタル庁)  
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 官民の様々なデータを利活用したデータドリブン社会の実現に向けて、防災や観光などに関するデータ規格の標準化を推進し、データの品質を高め、流通を促進していくこと。
- (2) 地方公共団体のオープンデータ化を推進するため、普及啓発を強化するなど制度の浸透を図るとともに、データの整備・更新に係る負担軽減策を講じること。
- (3) 民間事業者が保有するデータのうち、防災等の公共目的を達成するために社会全体での活用が必要なものについて、個人情報保護法制との整理、提供すべきデータの種別や範囲、データの提供方法等、法的枠組みを整備すること。

#### <現状・課題>

官民データ活用の推進に当たっては、個人及び法人の権利利益を適切に保護しつつ、情報の円滑な流通と効果的な活用を図ることにより、社会課題の解決、行政の高度化・効率化及び地域経済の活性化等につなげていくことが不可欠である。このため、地方公共団体が保有するデータのみならず、公共性の高い分野において活用が期待される民間データについても、社会全体のインフラとして、分野横断で利活用を促進していくことが必要である。

また、官民データの利活用に際しては、データの構造や項目等の定義が統一されていない場合、データをシームレスに組み合わせ活用することができないため、官民のデータ規格の標準化を推進して品質を高めることで、流通を促進していくことが重要である。

地方公共団体のデータについては、個人情報等に配慮しつつ、広く社会全体で活用するため、オープンデータ化の推進に向けた職員の理解促進を図るとともに、整備や更新に係る負担軽減に資する支援が求められる。

民間データについては、人流データや車両通行データ等は防災や観光といった公共性の高い分野で活用の期待が高まっている。これらの民間データを行政等で活用するためには、現在は事業者の任意の協力を頼らざるを得ないが、デジタル公共財として社会全体で活用できるよう法的枠組みの整備が必須である。

こうしたことから、以下のとおり要望する。

< 具体的要求内容 >

- (1) 官民の様々なデータを利活用したデータドリブン社会の実現に向けて、データ規格の標準化を推進し、データの品質を高め、流通を促進していくこと。
- (2) 地方公共団体のオープンデータ化の取組を推進するため、地方公共団体の職員に対する普及啓発を強化するなどして、オープンデータに関する制度の浸透を図ること。  
また、整備や更新が円滑に進むよう、地方公共団体の作業等を可能な限り省力化するためのツールの提供や、データ整備・更新の将来的な自動化に向けたクローラー技術の活用など、必要な支援策を講じること。
- (3) 防災等の公共目的を達成するため、民間事業者が保有するデータやサービスを、デジタル公共財として官民の多様な主体が平時から活用できるよう、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」を踏まえつつ、民間事業者へのデータ提供義務を規定するなど、行政へのデータ提供を円滑に行うための法的枠組みを整備すること。

## 5 法人・土地系のベース・レジストリの整備

(提案要求先 デジタル庁)

(都所管局 都市整備局)

(1) 法人・土地系のベース・レジストリについて、デジタルの力を活用して行政のQOSを更に向上させていくため、ベース・レジストリの整備及び普及に向けた取組を推進すること。

(2) 特に、法人・土地系のベース・レジストリにおける制度的課題の解決に向けた対応策の検討を迅速に進めること。

### <現状・課題>

社会全体の効率性の向上を図るとともに、新しいサービスの創出を図るためには、マイナンバーや地理空間情報など社会全体の基盤となるデータを整備・活用することが必要である。これまで、国は、特定のデータ項目をベース・レジストリと指定して整備を推進してきた。

国は、令和7年7月に、デジタル行政推進法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）に規定する「公的基礎情報データベース整備改善計画」を公表した。当該計画では、商業・法人登記関係データベース（法人 ベース・レジストリ）、不動産登記関係データベース（不動産 ベース・レジストリ）及び住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）のそれぞれについて、課題に対する対応策及び整備スケジュールが一部示された。

都においても、令和7年3月「シン・トセイX」を策定し、組織や分野を超えたDXにより、都民がQOSの向上を実感できる政策DXを推進することとしており、組織や分野の壁を越えた業務改革に先駆的かつ積極的に取り組んでいる。

このうち、不動産に関する手続等の主要な行政手続については、国の上記計画にある「公的基礎情報データベース」とデータ連携可能な環境を整備し、ワンスオンリー・ワンストップでの実現に向け、手続きを進めている。

また、屋外広告物等の分野では、システム間のデータ連携を行い、都民が入力するデータ等の重複申請を省く、ワンスオンリーを実現する仕組みの構築を目指しているところである。

現在、都が置かれている厳しい状況を踏まえ、さらに激化する国際競争・都市間競争に打ち勝ち、都民へのサービスレベルを向上させるためにも、国によるデータ整備の強力な推進と制度整備の大胆な加速が、極めて重要である。

### <具体的要求内容>

(1) 法人・土地系のベース・レジストリについて、国や地方公共団体等でのシステム間連携が円滑に進むよう、国が中心となり、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備を強力に進めていくとともに、その普及に向けた取組を推進すること。

- (2) 法人・土地系のベース・レジストリの整備と提供について、システム間連携や文字標準化のようなデータ品質の確保等の制度的課題の解決を着実に進めること。
- (3) 国によるベース・レジストリの指定のない、地方公共団体による行政手続も含め、関係者が広く利用できるようにすること。また、屋外広告物登録等の条例だけに規定する行政手続についても、円滑に利用可能になるよう個人情報保護等の課題の解決を図ること。
- (4) 国の上位計画（「公的基礎情報データベース整備改善計画」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」）において、法人・土地系のベース・レジストリ等について、行政手続時の活用の徹底を義務として位置付けること。
- (5) 住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）構築に向け、国が主導して行政機関の町字情報利用や町字以外の情報整備に関する方針を迅速かつ着実に検討を進めること。
- (6) 土地・建物の情報連携キーである不動産IDやアドレス・ベース・レジストリ等の不動産関係ベース・レジストリについて、現在、地方公共団体が保有する建築確認申請のシステムとデータ連携を図れるよう、仕組みを検討すること。

## 6 社会の構造変革に資するA Xの推進【最重点】

(提案要求先 デジタル庁・内閣府・総務省・経済産業省)  
(都所管局 デジタルサービス局・産業労働局・スタートアップ戦略推進本部)

- (1) 地方公共団体におけるA Iの徹底した利活用に向け、全国共通の業務分野等について、都が構築した共通基盤の全国展開等により共同利用を可能とするとともに、財政支援や技術的助言等、地方公共団体の実情に即した支援体制を構築すること。
- (2) A Iによる中小企業のD X推進やスタートアップのイノベーション創出を強力に後押しする支援策を重点的に講じるとともに、A I学習に向けたデータ基準の明確化や社会全体で安全にデータを連携・活用できる仕組みの整備を推進すること。
- (3) 行政分野等での活用が期待される国産A Iの開発を推進するため、国内で整備すべき範囲の全体像を明確化した上で、主要分野への投資を戦略的に実施すること。また、技術革新が早いA Iの最先端技術に常に触れられる環境を整えるなど、先導的な役割を果たすこと。
- (4) A Iの適正性を確保するため、イノベーションを阻害しない範囲で事業者の自主的な取組に委ねるにとどまらない実効的な対策を講じること。
- (5) A I人材の確保・育成に向けて、スキルの可視化や自治体の垣根を越えた人材活用を進めるとともに、A Iリテラシー向上に向けた取組を社会全体に浸透させること。

### <現状・課題>

急速に進化を遂げるA Iは、行政サービスのあり方や職員の働き方を大きく変革するとともに、社会のあらゆる分野に影響を与え、社会全体の構造そのものを変革していく可能性を秘めている。こうしたA Iを起点とした社会・行政の構造変革、いわゆるA X(A Iトランスフォーメーション)を推進するためには、利

活用基盤の整備から人材育成まで一体的な取組が不可欠である。

都においては、「東京都AI戦略」を令和7年7月に策定し、AIを「2050 東京戦略」で目指す「都民がQOL向上を実感できる社会」「世界を牽引し持続的に成長する都市」の実現を加速させる中核技術として位置付けた。その上でAIと向き合う際の基本的な考え方として「都政におけるAI利活用」と「多様な主体とのAI利活用促進」の2つの視点を示し、東京の持続的成長や都民サービスの質向上を加速させるため様々な取組を展開している。また、国においても、令和7年12月に「人工知能基本計画」が策定され、AIを国家戦略の核としてイノベーション促進とリスク対応の両立を徹底する方針が示された。

しかし、地方公共団体におけるAI利活用には、高度なセキュリティを確保したシステム構築に伴う財政負担や専門知識を有する人材の確保、技術的な知見の不足などの課題が存在している。とりわけ、生活保護等の全国共通の業務分野において地方公共団体ごとに個別でAIを導入することは、地域間でのデジタル格差を拡大させる要因となっている。現在都が運用している共通基盤では、職員が業務課題に即したAIアプリを開発・活用できるだけでなく、開発したアプリを他の地方公共団体でも再利用可能とするなど、共同利用を見据えた取組を進めている。こうした取組を全国の地方公共団体に広げるためには、国が主導的役割を担うことが不可欠である。

また、AI利活用促進により産業競争力を強化するには、中小企業やスタートアップがAIを積極的に活用し、生産性の向上や社会的課題の解決を実現していくことも必要であるが、開発・導入コスト等が大きな障壁となっている。加えてAIによるイノベーション創出には高品質なデータの利活用も不可欠だが、情報保護や著作権の取扱いを含めてAI学習に利用可能なデータの基準が不透明なだけでなく、官民をはじめ社会全体で安全にデータを連携・活用できる仕組みが整備されていない。

さらに、現在広く利用されているAIツールは、英語を基盤として開発された海外事業者提供のものが大半を占めており、日本の文化や慣習への適応には課題がある。特に行政においては住民の権利義務等に直結し説明責任を負うことから、日本語の正確性や信頼性等を備えた国産AIの開発が重要となる。また、AIの開発・運用は基盤モデルやデータの整備にとどまらず、計算資源の確保やデータセンターの整備等、広範なインフラ基盤と一体で構築される必要があるが、現状では、どの範囲を国内で賄うべきかという国としての考え方が示されていない。加えて、AIを巡る技術革新は目覚ましく、最先端のモデルが次々と開発されている。こうした状況の下、国が最新技術に早期に触れることは、国際的な競争環境における対応力を高め、ひいては国内の自治体はその成果の恩恵を受けることにもつながる。そのため、国が先導して最先端の技術動向を継続的に把握することが重要である。

一方で、生成AIの急速な普及に伴い、偽情報の拡散や権利侵害といった新たなリスクが顕在化している。これらのリスクへの対応について、国においては「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」を策定し、事業者の自主的な取組に委ねることとしている。しかし、自主的な取組のみでは、各事業者のガバナンス体制やリスク対応状況等について、利用者が客観的に評価で

きず、A I を安心して利用することができない。

加えて、A I の社会実装を支える人材不足も深刻な課題である。経済産業省においてA I の進展に伴うデジタルスキル標準の拡充等を実施しているが、自治体における同スキル標準の活用については地方公共団体の取組に委ねられている。また、総務省による地域情報化アドバイザー等の取組が行われているが、あくまで助言や情報提供が中心で継続的な伴走支援は制度設計上困難である。あわせて、世代を問わずすべての人がリスクと便益を正しく理解した上でA I を日常的に使いこなし、A I の恩恵を最大限に享受できるよう、社会全体のA I リテラシーを向上していく必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 地方公共団体におけるA I の徹底した利活用推進のため、全国的に共通性が高い分野については、都が構築した共通基盤の全国展開等により共同利用を可能とするとともに、A I の導入・運用に係る経費への財政支援や導入に際しての技術的な助言など、地方公共団体の実情に即した包括的な支援体制を構築すること。
- (2) A I の社会実装を加速させるため、中小企業やスタートアップによる開発・導入への財政支援や大規模な実証フィールドの整備を推進すること。あわせて、A I の学習に不可欠な高品質かつ大規模な日本語データの利活用に向け、個人情報保護や著作権の取扱いを含めA I 学習に利用可能なデータの基準を明確化するとともに、官民をはじめ社会全体で安全にデータを共有・活用できる仕組みの整備を推進すること。
- (3) 行政分野等での活用が期待される国産A I の開発を推進するため、基盤モデルから計算資源、データセンターに至るまで国内で整備すべき範囲の全体像を明確化した上で、主要分野への投資を中長期的な視野から戦略的に実施すること。また技術革新が早いA I の最先端技術に常に触れられる環境を整えるなど、先導的な役割を果たすこと。
- (4) A I による偽情報の拡散や権利侵害等のリスクに的確に対処し、利用者が安心してA I を利用できるようにするため、イノベーションを阻害しない範囲で事業者の自主的な取組に委ねるにとどまらないA I サービスの適正性を担保する実効的な対策を講じること。
- (5) A I 人材の確保・育成に向けて、都と連携して、A I の進展を踏まえたスキル標準の活用等を進めるとともに、人材シェアリング等自治体の垣根を越えた人材登用の仕組みを構築すること。また、A I のリスクと便益を正しく理解するための実践的なリテラシー向上策を社会全体で推進し、国民の幅広い層におけるA I の利活用を促進すること。

## 7 地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実【最重点】

(提案要求先 デジタル庁・総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 標準化後の運用経費に関し、国が自ら掲げる「平成 30 年度 (2018 年度) 比で少なくとも 3 割の削減」の目標について、試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、国の責任の下で、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。
- (2) 運用経費全体の 7 割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援等、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。
- (3) 運用経費削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。
- (4) 移行経費については、各自治体の個別事情等も踏まえた上で、移行に伴い発生する費用を全額国において負担すること。
- (5) 制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を 1 年以上確保することを徹底するとともに、自治体からの照会に速やかに対応するなど、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。
- (6) そのほか「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

## <現状・課題>

地方公共団体の基幹業務システムの標準化について、令和7年度末までに、都内では全体の7割以上に当たる約800システムの移行が完了し、多くの自治体において移行後システムの運用が始まった。

国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「標準化基本方針」という。）において、標準化移行後のシステム運用経費について、「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」としているが、令和7年1月の都の調査によると、都内自治体の運用経費は、仮に、国が目指すガバメントクラウド利用料の大口割引及び長期継続割引を最大限実現できたとしても、移行前と比べて全体で約1.6倍に増大する見込みである。

一方、国は、「クラウド最適化を行うことにより、中長期的にはほとんどのケースにおいてコスト削減が見込まれている」と主張するが、その試算根拠や実現に要する期間、条件等は具体的に示されていない。国が令和7年6月に公表した「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」では、運用経費が増加する要因の分析や対策の体系化などが示されたが、対策の実施に向けたスケジュールや対策の効果はいまだ明確でない。

また、前述の都の調査によれば、運用経費全体のうち、ソフトウェア借料、ソフトウェア保守費及びシステム運用作業費から成る、いわゆる「ソフトウェア関連経費」が7割弱を占めている。国は、「クラウド最適化によるコスト削減が、ソフトウェア関連経費にも波及する」と主張するが、その波及効果は明確に示されておらず、各区市町村は、運用経費削減の見通しを住民等に説明できない状況にある。

令和7年12月には、新たな補助金として「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」（350億円）が措置されたが、補助率は2分の1であり、地方交付税の交付されていない市町村（特別区を含む）にとっては、十分な財政措置とはいえない。また、補助金の要件として、地方公共団体が「地方公共団体情報システム運用最適化計画」を策定することが挙げられているが、3割削減に向けた具体的なロードマップは、目標を掲げた国の責任において明確にすべきものであり、区市町村に責任や計画策定の負担を転嫁すべきではない。

移行経費に関して、国は、標準化基本方針において、「標準準拠システムへの移行に要する経費に対しては、国が必要な財政支援を行う」とし、「補助率を10/10で措置する」としている。しかし、標準仕様書の改版・詳細化や、ガバメントクラウドに関する情報の詳細化等への対応、移行後システムと特定移行支援システムとの間で生じる過渡期連携の拡大などにより、移行経費は従前より更に増加しており、この結果、令和8年3月の国の調査では、都内の補助上限額の合計額が移行経費の総額を約106億円下回る見込みである。

国は、標準化基本方針において、「機能標準化基準で定める内容を盛り込んだ標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の1年以上前」としている。このルールが徹底されない場合、制度改正を踏まえたシステム改修の期間が十分確保できず、自治体や開発事業者の移行スケジュールが大幅な変更を余儀なくされる可能性があるため、デジタル庁は各省庁に対して本ルールの遵守を徹底する必要がある。また、標準化移行を円滑に行うためには、国による自治体への適時

適切な情報共有等が欠かせないが、自治体からの標準化に関する質問への国の対応期間が長期化し、中には半年以上未回答の質問も存在するなど、自治体の円滑な作業を滞らせる状況にある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 標準化後の運用経費に関し、国が自ら掲げる「平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも 3 割の削減」の目標について、試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、国の責任の下で、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。
- (2) 運用経費全体の 7 割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援等、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。
- (3) 運用経費削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。
- (4) 移行経費については、各自治体の個別事情等も踏まえた上で、移行に伴い発生する費用を全額国において負担すること。
- (5) 制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を 1 年以上確保することを徹底するとともに、自治体からの照会に速やかに対応するなど、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。
- (6) そのほか「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

## 8 デジタル社会の実現に向けた共通化・共同化の推進【最重点】

### 1 地方公共団体の基幹業務システムの「所有から利用」への転換

(提案要求先 デジタル庁)  
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 「所有から利用」の実現に向け、国の主導により、一定の競争環境下における、開発事業者による基幹業務システムの公共 SaaS の構築・提供を促し、地方公共団体が共通システムを適正な価格で利用できるようにすること。
- (2) 戸籍や選挙人名簿管理など業務の共通性が高いシステムについては、地方公共団体の意見を十分に反映させた上で、国が共同利用システムを開発・運用するとともに、地方公共団体がスケールメリットを最大限発揮した価格で、共通システムを利用できるようにすること。

#### <現状・課題>

人口減少社会を迎える中、国民の生活を支える公務セクターの人口減少も不可避の状況にある。独立行政法人労働政策研究・研修機構の2023年度版「労働力需給の推計（速報）」によると、2022年から2040年にかけて公務セクターの就業者数は、悲観的なシナリオ（一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ）では約70%減、楽観的なシナリオ（成長実現・労働参加進展シナリオ）でも約40%減になると予測されている。

こうした中、地方公共団体の基幹業務システムの標準化は、「所有から利用へ」の理念の下、ベンダーロックインの解消と競争に基づく地方公共団体の財政負担の縮減、職員の負担軽減等を目指して進められてきたが、標準化移行後もシステムの所有者は地方公共団体であり、運用経費についても、移行前と比べて都内全体で約1.6倍に増加する見込みである。

この状況に対して、国は、業務の効率化を図るため、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」において、「SaaS利用を前提とし、その利点を最大限にいかすため、できる限りその利用規模を拡大していく」との認識である。しかし、SaaSの構築・提供は、開発事業者任せとなっており、いわゆる公共 SaaS としての基幹業務システムの提供は実現していない。

このような状況を踏まえ、国の主導の下、開発事業者が一定の競争下で、ガバ

メントクラウド上に基幹業務システムを整備し、地方公共団体がシステム運用・保守に係る負担から解放され、適正な価格で利用できる共同化の実現が重要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 「所有から利用」の実現に向け、国の主導により、一定の競争環境下における、開発事業者による基幹業務システムの公共 SaaS の構築・提供を促し、地方公共団体が共通システムを適正な価格で利用できるようにすること。
- (2) 戸籍や選挙人名簿管理など業務の共通性が高いシステムについては、地方公共団体の意見を十分に反映させた上で、国が共同利用システムを開発・運用するとともに、地方公共団体がスケールメリットを最大限発揮した価格で、共通システムを利用できるようにすること。

## 2 共同調達促進

(提案要求先 デジタル庁・総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局)

地域の特性や実情を踏まえた共同調達を迅速かつ柔軟に行えるよう、都道府県等が取りまとめて共同調達を行う場合や、都道府県等が開発・提供するサービスを自治体を利用する場合に、全国的なスケールメリットを活かした調達を可能とする手法も含め、統一的なスキームを国主導で示すこと。

### <現状・課題>

地方において、デジタル分野における仕様書の定義などの調達業務は、特に職員数の少ない自治体にとって負担となっている。こうした中、自治体職員の負担軽減に加え、住民サービス向上の観点からも、利用するデジタル機器やサービスの共同化・標準化・共通化が求められているところである。

国は、令和6年度より、自治体における調達業務の効率化等に向け、都道府県が中心となって共同調達を行っているシステムについて、その取組状況やノウハウを可視化及び共有する「共同調達ダッシュボード」を公開している。また、DMPの導入や、自治体DX推進参考事例集の策定などにより、全国の自治体におけるDXの取組を推進している。

このように、国は、広域での調達の共同化、迅速化を推進しようとしているが、自治体におけるデジタル機器やサービスの共同調達に係る手続きなどについては、GIGAスクール端末など一部の例を除き、具体的なスキームが示されていない状況である。

自治体が地域の特性や実情を踏まえた共同調達を広域的かつ迅速・柔軟に行えるようにするためには、都道府県のスケールメリットを活かし、共同調達を前提とした調達スキームを可能とすることが非常に重要である。

### <具体的要求内容>

地域の特性や実情を踏まえた共同調達を迅速かつ柔軟に行えるよう、都道府県等が取りまとめて共同調達を行う場合や、都道府県等が開発・提供するサービスを自治体を利用する場合に、全国的なスケールメリットを活かした調達を可能とする手法も含め、統一的なスキームを国主導で示すこと。

### 3 デジタル人材のシェアリング

(提案要求先 総務省・デジタル庁)  
(都所管局 デジタルサービス局)

全国の自治体のDX推進力を底上げするため、自治体の垣根を越えてデジタル人材を活用することができる、人材シェアリングの仕組みを構築すること。

#### <現状・課題>

自治体におけるDXを推進する取組として、デジタル庁による窓口BPRアドバイザー派遣事業や、総務省による地域情報化アドバイザー派遣制度等が実施されている。これらは主として助言、提言、情報提供等の一時的な支援を行うことを目的としており、業務改革の定着や、システム等の実装段階までを見据えた継続的なDXを推進するためには、自治体が自らデジタル人材を確保・定着させる必要がある。

一方、デジタル社会の実現に向けた重点計画において、自治体のデジタル人材確保に向けた仕組みの構築は都道府県で進めることとされているが、地方自治体ではデジタル人材の不足が深刻化し、採用が困難な状況にある。単独自治体では業務量・業務範囲が限定され、スキルを十分に活かすきれないことや報酬面などからマッチングが成立しにくく、採用できた場合でも定着に至らない現状がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 全国の自治体が共通して利用できるデジタル人材シェアリングの制度を、国の責任により構築すること。
- (2) 関東、東海、近畿等地方ブロック毎に人材マッチングプラットフォームを構築するなど、専門スキルを有し自治体での取組意欲が高いデジタル人材を、DXで解決できる課題を有する自治体へと適切に誘導できる枠組みを、国の負担にて整備すること。

## 9 自治体のサイバーセキュリティ対策の強靱化

### 1 オールジャパンのサイバーセキュリティ体制の構築【最重点】

(提案要求先 総務省)

(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 自治体のセキュリティ対策を抜本的に強化するため、共通化・共同化が可能な対策について、国と全国の自治体が共同で運用する枠組みを整備し、その司令塔となるオールジャパンのサイバーセキュリティ体制を構築すること。
- (2) オールジャパンのサイバーセキュリティ体制において、専門人材の確保・育成を行うとともに、重大インシデント発生時の伴走支援や脅威情報の共有などを通じ、都道府県をハブとした全国の自治体横断的な支援体制を構築すること。

#### <現状・課題>

近年、サイバー攻撃は日々高度化・巧妙化しており、住民の重要な個人情報や行政サービス、社会経済活動を支える重要インフラを担う自治体においても、被害の未然防止や迅速な復旧に向けた対策の強化が急務となっている。一方で、対策を担う専門的なセキュリティ人材の不足や、財政規模の小さい自治体では十分な予算確保が困難であるなど課題も顕在化している。また、災害対応等の社会活動に影響を及ぼす偽情報・誤情報の拡散、情報操作といった認知領域への脅威も現実味を増している。さらに、DXの進展に伴い、国と自治体、自治体同士のデータ連携が加速する中、自治体単独でのセキュリティ対策には限界がある。

国は、令和6年に地方自治法を改正し、自治体にサイバーセキュリティに係る必要な措置の実施義務等を定めるとともに、対策の実効性確保及び自治体支援の在り方について今夏を目途に検討を進めているところである。

しかしながら、国家を背景とするサイバー攻撃の脅威が高まる中、現場における人材・財源の制約や技術的対応力の差といった課題は依然として大きく、実効性ある対策の全国的な展開に向けた支援の強化が求められている。

そこで、自治体におけるサイバーセキュリティ対策の抜本的な強靱化に向け、自治体横断的なサイバーセキュリティ体制を構築するとともに、希少なセキュリティ人材や高度化する技術的対策を共同化し、実効性のある対策を小規模自治体も含めた全国の自治体に展開することで、サイバー攻撃に強いオールジャパンの体制を構築すべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 自治体のサイバーセキュリティ対策を抜本的に強化するため、セキュリティクラウドやASM (Attack Surface Management) など共通化・共同化が可能な対策について、国と全国の自治体が共同で運用する枠組みを整備し、その司令塔となるオールジャパンのサイバーセキュリティ体制を構築すること
- (2) オールジャパンのサイバーセキュリティ体制において、専門人材の確保・育成を行うとともに、重大インシデント発生時の伴走支援や脅威情報の共有などを通じ、都道府県をハブとした全国の自治体横断的な支援体制を構築すること。また、共通化・共同化するべき対策と各自治体が主体的に実施すべき対策や役割分担を整理し、省令やガイドライン等で明確にするとともにサイバーセキュリティ体制を通じた取組が円滑かつ継続的に実施されるよう、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、自治体の実態に合わせた必要な財政的支援を行うこと。

## 2 自治体のシステム基盤の強靱化

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局)

自治体のシステム基盤について、DXの一層の推進とセキュリティ対策の強靱化を両立する新たな仕組みの構築について、自治体を巻き込んだ検討を早期に開始すること。

### <現状・課題>

総務省は「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「ガイドラインという。」）において、いわゆる「三層分離」にて講ずべき対策を示しているが、具体的な設計・構築・管理等は自治体に委ねられ、同じ様な仕組みが各自治体で各々開発・運用されており、コストの重複を招いている。

今後ゼロトラストアーキテクチャの考え方を取り入れた新たな対策も必要になると見込むが、自治体によっては人的リソースや財政面から技術的な格差が生じることが懸念され、情報セキュリティ対策のレベルに差が生じる可能性がある。

三層分離は、情報漏えい防止を目的として自治体のセキュリティ水準を底上げしてきた一方、クラウド活用や業務の一体的デジタル化を進めるうえでは、業務環境が分離されていることによるデータ連携の非効率や業務負荷増加といった課題が顕在化している。加えて、サイバー攻撃の高度化・多様化により、従来の境界型防御のみでは十分とは言えない状況にある。

### <具体的要求内容>

自治体のシステム基盤について、認証・権限管理を重視したセキュリティ対策とDXとを両立する新たな仕組みの構築について、自治体を巻き込んだ検討を早期に開始すること。

### 3 LGWAN（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保

（提案要求先 総務省）

（都所管局 デジタルサービス局）

LGWAN（総合行政ネットワーク）接続系とインターネット接続系との分割について、必要な財源を措置すること。

#### <現状・課題>

国は平成 27 年 6 月に発生した日本年金機構における個人情報流失事案の発生及び社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の本格運用を踏まえ、同年 12 月に都道府県に対し「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」を要請しており、その中で、マイナンバー制度による情報連携に活用される LGWAN 環境のセキュリティ確保のため、LGWAN 接続系とインターネット接続系を分割することを求めているが、その実施に必要な経費について、補助対象は区市町村のみとなっている。

このような状況の中で、国の要請を踏まえ、都においても、庁内ネットワークの、LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割を実施しているが、本措置に係る庁内ネットワークシステムの構築及び本システムの維持管理に多大な負担が発生している。

については、国が求める LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、必要な財源を措置することが不可欠である。

#### <具体的要求内容>

国が求める LGWAN 接続系とインターネット接続系との分割に係る経費について、都道府県に対して必要な財源の措置を講じること。

## 4 自治体情報セキュリティクラウドの推進

(提案要求先 総務省)

(都所管局 デジタルサービス局)

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、必要な財源を確実に措置すること。

また、自治体情報セキュリティクラウドのセキュリティ水準を確保するため、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担や調整権限を明確にすること。

### <現状・課題>

国は、平成 27 年 6 月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年 12 月に都道府県に対し、自らの情報セキュリティ対策の充実とともに、自治体情報セキュリティクラウドの構築や、都道府県内区市町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援を要請した。

これを受け、都は、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、平成 29 年度から運用を開始した。

その後、自治体情報セキュリティクラウドが更新時期を迎えたこと、社会情勢や IT 技術の進歩等に伴う新たな脅威に対応する必要があること等から、国は、令和 2 年 8 月に「次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について」を示した。このため、都及び区市町村は、令和 5 年 1 月から民間ベンダが構築及び提供する第二期自治体情報セキュリティクラウドに移行し、都が主体となり運営を行っている。

国が示した標準要件は、新たな脅威や現行課題への対応等を加えた必須の機能要件が多いことから、自治体情報セキュリティクラウドの運営に係る後年度経費は、大きな負担となっている。

それに対し、国は、自治体情報セキュリティクラウドへの移行に対する経費の一部について財源措置を行ったが、後年度負担に対しても、地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全団体に必要な財源を措置することが不可欠である。

また、自治体情報セキュリティクラウドのセキュリティ水準を確保するため、国は、代表機関である都道府県が、区市町村から独自調達についての協議を受けた際の判断基準を明確に定めるとともに、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担や調整権限を指針に明記すべきである。

### <具体的要求内容>

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、都道府県及び区市町村の実情に合わせた必要な財源を確実に措置する

こと。

また、セキュリティ水準の確保や、不測の事態への円滑な対応のため、代表機関である都道府県と区市町村の役割分担及び調整権限について「次期自治体情報セキュリティクラウド導入手順書」の記載を見直すなど、明確にすること。

## 10 行政手続デジタル化に向けた取組等

(提案要求先 デジタル庁・内閣府・法務省)  
(都所管局 デジタルサービス局・財務局)

- (1) 地方自治体が法令等に基づいて行う行政手続についてデジタル化を進めるため、全ての手続のデジタル化に向けた工程を示すこと。あわせて、行政内部の業務プロセスも含め、個々の手続を一貫してデジタル完結させるための具体的取組及び実施時期を明確にした上で、行政サービスの利用者の利便性向上と行政運営の簡素化及び効率化の一層の推進を図ること。
- (2) 補助金申請システム（J グランツ）について、個人を対象とした補助金にも活用できるようにするなど、機能拡張について地方自治体の意見を取り入れ進めること。
- (3) アナログ規制の見直しについては、地方自治体が規制の見直しを進めることができるよう、関連する法令等について必要な措置を講ずること。
- (4) 「地域未来交付金」について、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とすること。

### <現状・課題>

国は、令和5年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、法令等に基づいて地方公共団体が行う行政手続のデジタル化について、障壁となる制度の見直しや国における情報システムの整備などを行うこととしており、同年12月には、年間手続件数1万件以上の申請等と、これに対する処分通知等を対象として、令和7年度までに申請から通知までのエンドツーエンドでのデジタル完結を目指す「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」を公表し、デジタル化の取組を進めてきた。しかし、工程表においては実施時期が「当面見送り」とされている手続が存在するほか、年間手続件数が1万件未満の手続や、申請等に基づかない処分通知等は含まれていない。また、申請はデジタルで可能だが、添付書類の郵送・持参が別途必要など、デジタル完結しない手続も依然として存在する。

都は、令和6年3月に策定した「東京デジタルファースト推進計画（第二期）」に基づき、都の裁量でデジタル化が可能な行政手続の100%デジタル化と併せ、利用者目線に立った質の高い手続の実現に向けて取り組んでいるところであるが、デジタル化未実施やデジタル完結しない手続の中には、国の法令等に基づき

事務を行っているものも含まれている。このうち都にデジタル化の裁量がない手続については、国における法制度や運用等を見直すことにより、デジタル化の阻害要因を解消していく必要があり、その過程において、国は、実際の事務を行う地方自治体の意見を十分に聞くべきである。また、行政手続のデジタル化に当たっては、インターフェースの部分である手続等だけでなく、これに関連する行政機関等内部におけるいわゆるバックオフィスの事務を含め、必要書類の見直しやシステム改修等の業務改善を実施し、行政サービス利用者が真に利便性を実感でき、行政運営の簡素化及び効率化にも資するよう取り組むべきである。

国の「補助金申請システム（J グランツ）」は、令和7年1月に、GビズIDの委任機能を活用した代理申請機能が追加されるとともに、職員が操作する補助金の作成画面の改善が図られ、9月には、振込口座の登録機能が追加されるなど、継続的な機能改善がなされている。その一方で、仕様上GビズIDを取得することで本人認証を行うものとなっていることから、個人を対象とした補助金申請について申請・交付手続を行うことができないなどの課題がある。

また、目視や常駐・専任、書面掲示などのアナログ規制については、国において、令和4年12月に「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を策定し、見直しを進めてきた。あわせて、国は地方自治体においても自律的に規制の見直しを推進していけるよう、テクノロジーマップや技術カタログの整備等に取り組んでいる。

一方、庁内で実施した令和7年度末時点の調査では、見直しを行う予定となっている都のアナログ規制約40条項のうち、約20条項について国の法令等の改正後に検討するとの回答があった。行政サービスの向上や業務の効率化の観点から、地方自治体が規制の見直しを進めることができるよう、関連する法令等について必要な措置を講ずるべきである。

令和6年度補正予算において創設された「地域未来交付金」は、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援することとされた。地方独自の先進的なデジタル化の取組が各地で活発に進むよう、交付金の運用に当たっては、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とするべきである。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 地方自治体が法令等に基づいて行う行政手続についてデジタル化を進めるため、全ての手続のデジタル化に向けた工程を示すこと。あわせて、行政内部の業務プロセスも含め、個々の手続を一貫してデジタル完結させるための具体的取組及び実施時期を明確にした上で、行政サービスの利用者の利便性向上と行政運営の簡素化及び効率化の一層の推進を図ること。
- (2) 補助金申請システム（J グランツ）について、個人を対象とした補助金にも活用できるようにするなど、機能拡張について地方自治体の意見を取り入れ進めること。
- (3) アナログ規制の見直しについては、地方自治体が規制の見直しを進めることができるよう、関連する法令等について必要な措置を講ずること。
- (4) 地方独自の先進的なデジタル化の取組が各地で活発に進むよう、「地域未来交付金」について、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とすること。

# 1 1 税務行政におけるデジタル化推進

## 1 ICTを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省・国税庁)  
(都所管局 主税局)

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、環境整備を行うこと。

### <現状・課題>

地方自治体における税務事務の現場では、国や他の地方自治体との情報連携を紙媒体で行っている場面が多数あり、閲覧作業や紙媒体から税務事務システムへの入力作業など、様々な事務負担が発生している。

また、事業者にとって、地方自治体ごとに異なる書式・様式による税務手続が、大きな負担となっている。この状況を解消するためには、ICTを活用して情報連携を進めていくことが必要である。

こうした認識の下、都では、バックオフィス連携（国、地方自治体等とのデジタル化されたデータ連携）の実現を含む2030年の税務行政の将来像を示した「主税局ビジョン2030」を策定し、検討を進めている。

しかし、例えば、紙媒体での情報連携時に使用している各地方自治体等の様式・帳票については、項目の名称や順番などレイアウトがそれぞれ異なっており、そのままデータ形式に変換した場合、全国的に標準化されていないため、情報連携を円滑に実施することが困難である。

このような課題がある中、総務省が主体となり、地方自治体の税務システムについて標準化の検討が進められており、「税務システム等標準化検討会」では、令和8年2月に「税務システム標準仕様書【第5.1版】」が策定された。

また、デジタル庁において、他の行政機関等との連携要件について検討が進められており、令和4年8月に「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」が策定され、現在の最新版は令和6年9月に公開された【第4.1版】となる。

さらに、上記に加えて国においてはベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・活用や文字要件の検討といった、データ連携を促進する取組が継続して行われている状況にある。

今後の円滑な情報連携を推進していくためには、引き続き、地方自治体の意見を踏まえながら、人口減少社会を念頭においた行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等を行うことが必要である。

### <具体的要求内容>

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、引き続き、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等をはじめとした環境整備を行うこと。

## 参 考

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）より抜粋】

### 第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

#### 4. 取組の方向性と重点的な取組

##### (2) AI-フレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ）

##### ③ ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・運用

行政手続におけるワンスオンリー（情報の提出は一度限りとする）等の実現を通じた国民の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべきデータ群としてベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・運用を引き続き進める。

このため、「公的基礎情報データベース整備改善計画」（2025年6月13日閣議決定）に基づき、ユースケースや利用者、スケジュールを明らかにしつつ、費用対効果を踏まえたシステム整備を推進する。

##### ⑤ 政府・地方公共団体のシステムにおけるデータの相互運用性の確保

政府・地方公共団体等の行政機関のシステムが有するデータについては、データ連携の推進やAI活用の推進を念頭に、相互運用性の確保に向けた取組を強化する。

具体的には、政府情報システムの整備に当たって、データモデル策定のための参照ドキュメントとして提供されているG I F（政府相互運用性フレームワーク）について、その実装強化を進めるとともに、地方公共団体の基幹業務システムについては、地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組の中で、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することで、相互運用性を確保する。また、官民間問わずシステム依存性が高く、今後の情報連携の支障となり得る文字については、行政事務標準文字を官民通じて広く活用するべく、国際標準化を含む取組を推進する。

【「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和6年12月24日閣議決定）より抜粋】

### 第2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標に関する事項（標準化法第5条第2項第1号）

#### 2.1 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義

(1) 国は、地方公共団体や基幹業務システムを提供する事業者の意見を丁寧に聴き、標準化対象事務を処理するシステムについての標準化基準の策定及び変更を行う。

### 第3 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針（標準化法第5条第2項第2号）

#### 3.4 標準化法に基づく意見聴取等

##### 3.4.2 標準化基準の策定及び変更に係る意見聴取等（標準化法第6条第3項及び同第7条第3項）

- 標準化基準の策定又は変更にあたっては、デジタル庁が別途定める方法により、その検討過程を公開し、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握するため、地方公共団体や事業者から幅広く意見の聴取を行う。

#### 第4 共通標準化基準に関する基本的な事項（標準化法第5条第2項第3号）

##### 4.1 データ要件・連携要件に関する標準化基準に係る事項（標準化法第5条第2項第3号イ）

###### 4.1.3 機能標準化基準との関係

- データ要件・連携要件に関する標準化基準は、機能標準化基準を実現するために必要不可欠なものであることから、各標準化対象事務の機能標準化基準との整合性を確保しなければならない。

#### 第5 標準化基準の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項（標準化法第5条第2項第4号）

##### 5.2 共通標準化基準

###### 5.2.1 共通標準化基準の策定及び変更

- 共通標準化基準については、第4に示す基本的な事項に基づき、デジタル庁が総務省と協議し、策定する。
- 特に、データ要件・連携要件に関する標準化基準は、機能標準化基準と密接に関係することから、制度所管省庁と密に連携しながら、策定することとする。

【「令和7年度（2025年度）地方税における電子化の推進に関する検討会 とりまとめ」（令和7年（2025年）11月）より抜粋】

#### 4. 国税・他機関との情報連携

平成23年度（2011年度）以降、国税・地方税当局間において、所得税・法人税申告書や法定調書等の一部の情報について、オンラインによる情報連携を実施している。

令和8年度（2026年度）に予定されている、国税情報システム・eLTAXの次期更改を契機とした、国税・地方税間における情報連携の拡充やオンライン照会の実装、地方団体間における照会・回答業務のオンライン化等については、必要に応じて適切に法令上の措置を講ずるなど、着実に実現に向けた検討を進めるべきである。

## 2 地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

(1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。

(2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。

また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

### <現状・課題>

地方自治体は、社会構造の変化に対応していくため、行政のデジタル化を実現することが喫緊の課題となっており、都においても「主税局ビジョン 2030」を策定し、税務手続のデジタル化を推進している。

税務手続のうち、地方税の電子申告・電子納税については、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム (eLTAX: エルタックス)」を利用して一元的に行われている。

電子申告は、納税者の利便性を向上させるとともに税務事務の効率化に寄与するものであり、都においても、平成 17 年 8 月から、順次利用可能な税目を増やしてきたが、一部の税目ではいまだに利用率が低い状況となっている。

こうした中、法人二税の電子申告については、平成 30 年度税制改正により、大法人の電子申告が義務化され、中小法人に対しても、令和 2 年 12 月に総務省が「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、将来的には利用率を 100%とする目標が設定されていることから、普及促進活動を推進し利用拡大を図ることが求められている。

また、電子納税については、令和元年 10 月から、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とする地方税共通納税システムが導入されたことで、キャッシュレス納税が可能となり、納税者や金融機関、各地方自治体等の事務負担が軽減されている。

当初、対象税目は法人二税など申告税目を中心であったが、令和 5 年 4 月からは、賦課税目である固定資産税・都市計画税、自動車税、軽自動車税を含め、全税目が対象となり、利便性の向上が図られている。

しかし、賦課税目では、地方自治体が税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書等を納税者に送る必要があり、納税者の利便性を一層向上させるためには、通知の受領から納付手続までを一貫して電子的に完結できる仕組みの構築、eLTAX・マイナポータルなどシステム環境の整備が不可欠である。

また、電子化に伴い地方自治体の税務事務システムは大規模に改修していくこととなるため、全ての地方自治体に対して財源措置が必要となる。

< 具体的要求内容 >

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。

また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

参 考

【オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和7年8月）】

- ・ 中小法人における法人住民税・法人事業税の申告（eLTAX）
  - オンライン利用率目標 90%
  - 取組期間（達成期限） 令和10年度末まで
- ・ 事業所税の申告（eLTAX）
  - オンライン利用率目標 45%
  - 取組期間（達成期限） 令和10年度末まで
- ・ 償却資産の申告（eLTAX）
  - オンライン利用率目標 55%
  - 取組期間（達成期限） 令和10年度末まで

【都における電子申告の利用率の状況（令和6年度）】

法人二税 91.2%、固定資産税（償却資産）70.2%、事業所税 52.7%

【「令和7年度（2025年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」（令和7年11月）より抜粋】

1. 地方税関係通知のデジタル化

(1) 税証明書のデジタル化

検討対象とする証明書やシステム構成の検討にあたっては、それぞれの証明書の特性や用途に応じた電子請求・交付の在り方について、費用対効果の観点も含め、更に深掘りして検討していくことが必要である。（中略）

導入スケジュールについては、システム構成や改修規模が固まって初めて具体的に決定できることから、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に実現することとし、各種論点の検討が更に深まった段階で、具体の導入年度について提示すべきである。

(2) 納税通知書等の電子的送付

地方団体が円滑に運用を開始できるよう、引き続き、地方団体への丁寧な制度周知を行うとともに、納税者等にとって簡便かつ利便性の高い仕組みとなるよう、検討すべきである。

また、電子納税通知書の正本化についても、納税者が eLTAX へのアクセス手段を失った場合等の到達効や電子署名等の改ざん防止措置、納税者の死亡の覚知、DV等被害者など留意が必要な者への対応等、検討が必要な各種の

論点について、副本の電子的送付の運用実績を積み重ねて検証しつつ、できるだけ早期に検討を行っていくべきである。

## 2. 納付のデジタル化

令和5年(2023年)4月からeL-QRを活用した納付の仕組みを導入したことで、個人の納税者にもなじみの深い賦課税目を含め、主要な税目については、電子納付が可能な環境が全国統一的に整備された。令和6年度(2024年度)のeLTAXを利用した納付件数は前年度比18%増の約9,684万件、納付額は前年度比34%増の約16兆円と大幅に増加しており、納付手段の多様化等による納税者の利便性向上や、地方団体・金融機関における地方税収納事務の負担軽減につながっているものと評価できる。

そのうえで、eLTAXを通じた納付等に係る以下の点について、より利便性の高い仕組みとなるよう更なる改善を図っていく必要がある。

- ・「自動ダイレクト」機能に係る検討
- ・「地方税納入サービス」に係る検討

### 3 評価額情報の活用による利便性向上

(提案要求先 総務省・法務省)  
(都所管局 主税局)

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

#### <現状・課題>

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は市町村（特別区においては都。以下同じ。）が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等に記載された評価額により登録免許税を算定し、法務局へ納付することとなっている。

これにより、都においては不動産の所有権移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約 30 万件あり、窓口及び郵送請求対応に多大な労力がかかっていると同時に、申請者にとっても負担が生じている。

一方で、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局に対し、電子データによる評価額情報の通知を行っているところであり、法務局が当該データを活用し、登録免許税の算定等を行うこととすれば、固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、申請者の利便性向上に資する。

#### <具体的要求内容>

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

#### 参 考

##### 【地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）】

（土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知）

第 422 条の 3 市町村長は、第 410 条第 1 項、第 417 条、第 419 条第 2 項又は第 435 条第 2 項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は比準価格その他総務省令で定める事項を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

## 4 課税情報へのマイナンバー紐付けの推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省)  
(都所管局 主税局)

都道府県における課税情報とマイナンバーの適切な紐付けが進むよう、必要な環境整備を行うこと。

### <現状・課題>

令和3年にデジタル改革関連法（注）が成立し、国・地方の情報システムのあるべき姿として、ワンスオンリーの実現により国民負担を軽減し、行政コストを削減する観点から、行政機関間の情報連携の徹底が必要との方向性が示された。

その後、令和7年度「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国民の利便性向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的としているマイナンバー制度の推進に加えてマイナンバーの紐付けや利活用の徹底を図るとされている。

こうした中、都道府県の税務事務においては、各種申告書や不動産登記等を起因として課税客体を捕捉し課税しているが、多くの税目では申告書等にマイナンバーの記載が必須とはされていない。このため、上記申告書等を基に別途住民基本台帳ネットワークシステムを用いて公簿情報を照会し、マイナンバーを課税情報に紐づけているが、件数が膨大であることや申告書における記載不備等により紐付け作業に多くの手間と時間を要している。

特に、区市町村と異なり住民基本台帳を保有していない都道府県におけるマイナンバーの紐づけの難しさは、国や各種検討会においても課題として認識されているところである。

課税情報とマイナンバーの紐付けについては、納税通知書の電子化のみならず、更なる納税者の利便性向上や今後の国税・地方税間の連携、そして人口減少社会を見据えた税務事務の効率化につなげるためにも確実に対応することが必要である。

### <具体的要求内容>

都道府県における課税情報とマイナンバーの適切な紐付けが円滑に進むよう、申告・捕捉時にマイナンバーがセットで連携される制度など、紐付け作業の効率化に向けた具体的な検討を進めること。

（注）デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の6本の法律から構成される。

## 参 考

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）より抜粋】

### 第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

#### 4. 取組の方向性と重点的な取組

(1) AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進

③ AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進

ア 個人向けの行政手続のデジタル完結の推進

(ア) マイナンバー制度の推進

マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的としている。各種の行政手続において、「誰の」個人情報であるかを正確に特定し、行政機関同士で情報連携を行うことで、添付書類の省略等が可能となるものであり、マイナンバー制度の推進を図る。

2024年に実施したマイナンバー制度の利用可能性の悉皆的な調査等を踏まえ、2025年の法改正においてマイナンバーの利用が可能な事務が追加されることとなった。これを踏まえマイナンバーを正確かつ効率的に収集した上で、添付書類の省略等を徹底するための環境整備や運用改善を進める。また、公金受取口座は、緊急時の給付金をはじめとする公的給付に係る政策推進のインフラとして重要であり、公金受取口座登録や預貯金口座付番等を引き続き推進する。

また、マイナンバーの紐付けや利活用の徹底を図り、給付や負担の公平性の確保に向けた取組を更に推進する。

【「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）より抜粋】

#### 2. 取組の方向性

(4) 国・地方を通じたトータルコストの最小化を見据えた国と地方公共団体の費用負担の基本的考え方

##### ii) デジタル公共インフラ（DPI）

- ・ オンラインの社会活動を前提とした際に、官民サービスの社会基盤として必要となるDPIは、共通のものとして整備することが社会コストの低減やユーザーの利便性に資するものである。共通SaaS利用の前提として、DPIであるマイナンバーカードによる個人認証、GビズID等の認証基盤、不動産や法人基本情報等のベース・レジストリ等は原則として、国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当である。
- ・ DPIについては多くの主体によって利用されてはじめてその効果が最大化されるものであり、各府省庁による利用の徹底は必須とし、また、地方公共団体においてもその利用に努める必要がある。

【令和7年度（2025年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ（令和7年11月）より抜粋】

#### 5. 今後の地方税務手続のデジタル化に向けて

今後、より一層の納税者の利便性の向上に向け、申告・申請等、通知、納付の各手続について、シームレスな連携の仕組みを構築し、一体的なデジタル化を図ることが重要である。

また、納税通知書等の電子的送付や個人住民税の申告のデジタル化においては、マイナポータルと連携して行う仕組みが実現することとなるが、将来的には連携を一層深化させ、自分がどの地方税を納めており、今後納める必要があるのか、など“自己情報の管理”ができるツールとして発展させることが望まれる。

eLTAXの次期更改に当たっては、更なる利用率向上や個別の地方団体の業務の効率化・最適化を図る観点から、セキュリティ対策等に留意しつつ、利用時間の拡大、eLTAXと他システムとのID連携・統合やシングルサインオン等の認証機能の見直し等といった機能改善を着実に図っていくべきである。

## 1 2 宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく く手続に係る電子化の推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省・国土交通省)  
(都所管局 住宅政策本部)

国土交通省は、宅地建物取引業法に基づく申請等の電子申請システムについて、全国の行政庁、事業者、申請代行者等の意見を聴取し、申請者の利便性向上に不可欠な申請手数料の電子納付機能を早急に整備するほか、これまでの電子申請の運用で判明した課題や解決策等を反映させるシステム改修を行うなど、誰もが使用しやすい安全・安心なシステムを迅速に構築すること。

宅地建物取引業者の申請書類等の電子閲覧について、独自に電子化の取組を進める都道府県に対し、財政支援を講じること。また、誰もが使用しやすいシステムに改修すること。

都道府県知事が宅地建物取引士証の交付及び申請手数料徴収業務を指定公金事務取扱者に委託する際に、申請者においてクレジットカード等による電子納付ができるよう関係法令を整備すること。

住宅瑕疵担保履行法に基づく届出について、全国共通の電子申請システムを早急に構築すること。

### <現状・課題>

(1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に基づく申請等の電子化については、令和6年5月には大臣免許申請に係る電子申請システムの運用が開始され、知事免許申請及び宅地建物取引士登録申請関係の手続についても、令和6年10月に運用が開始された。

しかしながら、現在稼働しているシステムは、申請者の利便性向上に不可欠な申請手数料の電子納付機能が備わっておらず、また、省庁間のデータ連携やシステム操作の簡略化等のシステム改修も十分に行われていない。引き続き行政庁や事業者、申請代行者等の意見を聴きながら、これまでの電子申請の運用で判明した課題とその解決策を反映させるシステム改修を行うなど、より使いやすいシステムを構築していくことが必要である。

(2) 令和7年4月から、宅地建物取引業者の申請書類等について電子閲覧が可

能となったが、電子閲覧の対象は、令和7年4月1日以降に新規又は更新の免許申請のあった業者の書類に限られるため、全ての宅地建物取引業者が電子閲覧の対象となるには、5年かかることとなり、閲覧申請者の利便性の向上につながっていない。このため、迅速に電子化を進めるには、都道府県が独自に紙の書類を電子データ化する必要がある。さらに、現在稼働しているシステムは、宅地建物取引業者の申請データと直接連動していないため、申請者が自由に閲覧することができず、申請内容の確認や承認行為を必要とすることから、行政事務の効率化にもつながっていない。

(3) 都は、宅地建物取引士証の有効期間の更新申請の事務において、申請者の利便性を図るため、宅地建物取引士証の交付事務を、交付の要件となる法定講習の実施団体として指定している宅地建物取引業団体に委託している。

公金徴収事務を受託する指定公金事務取扱者が申請者から手数料を徴収する際の収納手段については、地方自治法（昭和22年法律第78号）第243条の2の4第2項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の19の規定により、現金、口座振替、証紙、証券及び第三者型前払式支払手段等に限定されているが、宅地建物取引士証交付事務における電子申請・電子決済の円滑化及び申請者の利便性向上の観点から、指定公金事務取扱者が手数料を収納する際の手段としてクレジットカード及びポストペイ方式を追加する必要がある。

(4) 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置状況届出については、国土交通省において全国共通の電子申請システムを構築し、順次対象を拡大する予定とのことであるが、都は届出件数が全国的にも突出して多いことから、利用者の利便性の向上に向けた取組を継続していく必要がある。

#### < 具体的要求内容 >

宅地建物取引業法に基づく申請等の電子申請システムについて、全国の行政庁、事業者、申請代行者等の意見要望を聴取し、申請者の利便性向上に不可欠な申請手数料の電子納付機能を早急に整備するほか、これまでの電子申請の運用で判明した課題や解決策を反映させるシステム改修を行うなど、誰もが使用しやすい、安全・安心なシステムを迅速に構築すること。

宅地建物取引業者の申請書類等の電子閲覧について、独自に電子化の取組を進める都道府県に対し、財政支援を講じること。

また、誰もが使用しやすいシステムに改修すること。

都道府県知事が宅地建物取引士証の交付及び申請手数料徴収業務を指定公金事務取扱者に委託する際に、申請者がクレジットカード及びポストペイ方式による納付ができるよう関係法令を整備すること。

住宅瑕疵担保履行法に基づく届出について、全国共通の電子申請システムを早急に構築すること。

# 1 3 建築行政等の手続におけるデジタル化の推進 ・ 閲覧制度の改善

## 1 建設業許可・経営事項審査等の電子化の推進

(提案要求先 デジタル庁・国土交通省)  
(都所管局 都市整備局)

建設業法及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に係る申請や届出について、全国の行政庁、事業者及び申請代行者等の意見を聴取し、誰もが使用しやすい電子化を推進すること。

### <現状・課題>

国土交通省は、令和5年1月に建設業許可・経営事項審査電子申請システム(以下「システム」という。)を構築し、東京都は令和5年10月下旬に導入した。他方、デジタル庁では、登記由来のベース・レジストリの活用に向け、「公的基礎情報データベース」を構築すること等について検討が進められている。

また、国土交通省は、令和6年4月より大臣許可・免許事業者に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号。以下「住宅瑕疵担保履行法」という。)に基づく資力確保措置状況届出の電子化を開始し、都道府県知事許可・免許事業者に係る届出の電子化に向けた検討も進めている。

都はこれら申請等の取扱件数が全国的にも突出して多いため電子化による効率的な処理が求められている。

### <具体的要求内容>

システムについて、操作の簡略化等により、審査事務の効率化と申請事業者の負担軽減を推進すること。

登記情報との連携に向けて、「公的基礎情報データベース」から情報提供を受け、登記データの利活用が可能となるように制度改正やシステムの迅速な改修を推進すること。

納税情報や、他分野の許認可申請時の事業者からの個人情報も含む添付書類の情報連携等についても具体的な検討を進め、これらを可能とする制度改正や、システムの改修を行うこと。

また、住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置状況届出の電子化に向けた検討を加速させること。

## 2 建築確認等に関する書類の閲覧制度の改善

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

建物所有者による建築確認申請図書の閲覧が可能となるよう、必要な措置を講じること。

### <現状・課題>

閲覧制度は、違反建築の未然防止や違反建築物の売買の防止を目的としており、特定行政庁は、建築確認等に関する書類のうち、建物所有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして省令で定めるものについては、請求があれば閲覧させなければならないとされている。

建築確認申請図書については、現在、閲覧の対象とされていないが、住宅の買主の保護等を図る観点から、建物所有者自身からの請求による場合など、建物所有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断できる場合には、閲覧を認めることが妥当である。

### <具体的要求内容>

住宅の買主の保護等を図る観点から、建物所有者からの請求に限って建築確認申請図書の閲覧を認めるなど、指定確認検査機関が保有する図書も含め、確認申請図書の閲覧を可能とする仕組みについて検討すること。

## 1 4 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化に当たっては、国が全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (2) システム構築に際しては、公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築や証明書に代わる自動確認の仕組みなどを導入し、申請受付から審査までを完結できる機能を持たせるなど、必要な措置を講じること。

### <現状・課題>

産業廃棄物処理業の許可事務は法定受託事務であり、審査に際しては、適正な業務の遂行を期待し得ない事業者を確実に排除するため、法に定める欠格要件に該当しないか調査することが求められている。そのため、国の通知等に基づき、商業登記簿などの確認のほか、申請者である個人や法人が欠格要件に該当しないか、区市町村や検察庁宛てにも照会を行い、これら証明書を紙で取得した上で、審査を完結させている。

当該事務は法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、都道府県をまたいで活動する事業者も多いことから、電子申請・審査の導入に当たっては、全国一律に実施する必要がある。

また、申請受付から審査までをシステム上で完結できる機能を持たせ、利便性を高めるには、関係行政庁から電子証明書を取得できるネットワークの構築やシステム連携などが必要であるが、自治体の権限では実現困難である。

### <具体的要求内容>

- (1) 産業廃棄物処理業の許可申請等は、法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、申請者の利便性及びデータ収集・活用の観点からも、国の負担において全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (2) システム構築に際しては、以下のような措置を講じること。
  - ① 1つの申請案件の中で、紙書類と電子書類の混在を避けるため、審査に必要な公的証明書を発行する関係行政庁とのネットワーク構築や、証明書に代わる自動確認の仕組みの導入などを図り、申請から審査までをシステム上で完結できる、一括システム化を検討すること。
  - ② 申請案件のうち、車両の変更等、複数の自治体へ同一内容の申請を行っているものは一括申請できるようにするなど、手続の合理化を図ること。
  - ③ 都道府県等に新たな負担が発生することのないよう、都道府県等の独自システムとのデータ連携を含めて検討すること。

- ④ システム化した場合、特に、積替え保管施設や処理施設の審査では、図面や設計計算書など多くの書類をネットワーク上に保存することとなる。そのため、システムの安定利用に必要な高速・大容量のネットワーク通信環境の確保、クラウドの利用、ハードウェアの整備等に対しても、都道府県の実情に合わせた助成について検討すること。
- ⑤ 電子申請に対応することができない事業者に対する技術的・財政的な支援も国が主体となって実施すること。

## 1 5 狩猟免許更新等における柔軟な対応

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 都民の利便性向上のため、狩猟免許更新に係る講習実施の柔軟な適用が可能となるよう規則を見直すこと。
- (2) 狩猟免許更新等の手続全般において、感染症対策及びD X化を踏まえた柔軟な取組が可能となるよう、効果的、効率的な実施方法を確立すること。

### <現状・課題>

狩猟免許の試験及び更新に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 48 条、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。）第 52 条から第 54 条までに規定する適性試験などを実施している。

都道府県知事は狩猟免許の更新を受けようとする者に対し、3 時間以上の講習を適性試験に併せて行うこととなっているが、規則第 55 条及び国の通知において、適性試験、知識試験及び技能試験の試験実施順序や各試験の同日開催などが細かく規定されており、これが柔軟な運営を阻害し、受験者等の負担にもつながっている。

また、狩猟免許試験、更新等の手続全般において、対面での講習が原則となっており、これが受験者及び都道府県双方の負担につながっているほか、感染症の対応としても課題がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 受講者を 1 箇所に集めての講習会形式にとらわれることなく、動画配信といったデジタル技術を活用し、場所及び時間に柔軟性を持たせた講習が実施できるよう規則を見直すこと。
- (2) 狩猟免許更新等の手続全般において、都道府県が感染症対策及びD X化を踏まえた柔軟な取組を図ることが可能となるよう、効率的、効果的な実施方法を確立すること。

## 1 6 消費生活相談業務のDX化

(提案要求先 消費者庁)  
(都所管局 生活文化局)

国が推進する消費生活相談DX化に係る新システムについては、令和8年9月の導入時に全国の自治体に過度な負担や混乱が生じないよう、自治体の意見を反映した安定的な運用を図ること。導入後も相談業務の継続性や質が確保されるよう、国の責任において必要な支援及び財政措置を講じること。また、自治体間の広域連携等を検討する際には、自治体の意向を十分に取り入れること。

### <現状・課題>

国は、令和3年度に消費生活相談のDX化に向けてアドバイザリーボードでの検討を開始し(※)、令和5年7月に「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン2023」及び「消費生活相談サービス運営標準ガイドライン」を公表した。

新システムは令和8年9月の導入が予定されており、相談業務を途切れさせることなく、安定的に運用していくことが求められている。

現行のPIO-NETでは、国が回線・端末等を調達・運用し自治体に無償貸与してきた。一方、新システムでは、回線・端末等の調達・運用を各自治体が担うこととなり、多くの自治体において既に調達等に係る負担が生じているほか、今後も維持管理に係る継続的な負担が見込まれている。

### <具体的要求内容>

新システムの仕様、運用ルール等について、自治体に対し早期かつ継続的に情報提供を行うとともに、定期的な意見交換を通じて、運用改善に反映すること。

また、相談現場に混乱が生じないよう、試行・検証を十分に行い、その結果を踏まえた改善を進めるとともに、消費生活相談員等に対する業務・操作研修を継続的に実施すること。

あわせて、新システムの導入及び運用に必要な経費については、国の責任において、継続的かつ安定的な財源措置を講じること。

自治体間の広域連携等を検討する際には、自治体の意向を十分に取り入れること。

※ アドバイザリーボードには都も自治体代表として参加している。

## 1 7 行政サービスでの共通 I D の活用 (国全体のワ ンスオンリー・ワンストップ)

### 1 マイナンバーによるワンスオンリー・ワンストップの実現

#### 【最重点】

(提案要求先 デジタル庁・総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 住民が各種公的サービスを受ける際に、ワンスオンリー・ワンストップでの手続を可能とするため、マイナンバーを、国・地方公共団体、公的サービス提供事業者など様々な主体が、原則として利用や提供の範囲を限定されることがなく、円滑に活用できるよう、必要な法制度の整備を行うこと。
- (2) ワンスオンリー・ワンストップによる行政手続を、住民が安全かつ確実に利用できるよう、例えば、住民登録時におけるマイナンバーカード自動提供や、全ての手続でマイナンバーカードを活用できる仕組みとするなど、必要な法制度や技術基盤の整備を行うこと。

#### <現状・課題>

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」では、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を目的として、マイナンバーの利用や提供を可能としている。しかしながら、地方公共団体で独自にマイナンバーの利用等をする場合、条例制定が必要であるほか、法定事務の趣旨・目的との同一性や事務内容の類似性が求められる。また、公的サービスの提供は地方公共団体のみならず、様々な主体が担っており、こうした公的サービス提供事業者も、マイナンバー利用等を可能にすべきである。

このように、マイナンバーの活用のハードルが高いため、マイナンバーを利用できない事務においては、各種給付や申請手続の際に、添付書類の提出や既に団体等が保有している情報の再取得が必要となり、住民等に負担が生じている。例えば、出生時や転居時には、複数の行政手続が必要になるが、同一地方公共団体内であっても、同一又は類似の書類をそれぞれの手続窓口に提出しなければならない状況が生じている。

こうした課題を解消するためには、マイナンバーを最大限活用し、住民が一度

提出した情報を複数の手続で繰り返し求められることのない、いわゆるワンスオンリーや、関連する複数の行政手続をオンライン上でまとめて完結するワンストップによる手続の実現を目指すべきである。

一方で、ワンスオンリー・ワンストップによる手続を実現するためには、複数の制度にまたがって情報連携を行う必要があり、従来以上に厳格かつ確実な本人確認を行うことが不可欠となる。本人確認が不十分なまま情報連携を行えば、なりすましによる不正利用などのリスクが高まり、制度に対する住民の信頼を損なうおそれがある。

このため、例えば、オンライン手続において確実な本人確認が可能なマイナンバーカードの利活用を一層促進するなど、セキュリティと利便性を両立させた仕組みを整備する必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) マイナンバーを、国・地方公共団体、公的サービス提供事業者など様々な主体が、利用や提供の範囲を限定されることがなく、円滑に活用できることで、ワンスオンリー・ワンストップを実現すべく、必要な法制度の整備を行うこと。
- (2) ワンスオンリー・ワンストップによる行政手続を、住民が安全かつ確実に利用できるよう、例えば、住民登録時におけるマイナンバーカード自動提供や、すべての手続でマイナンバーカードを活用できる仕組みとするなど、必要な法制度や技術基盤の整備を行うこと。

## 2 マイナンバー制度の拡充等

(提案要求先 デジタル庁・総務省・文部科学省)  
(都所管局 デジタルサービス局・総務局・生活文化局)

- (1) 現行のマイナンバー制度においても、マイナンバー利用事務の拡充とともに、地方自治体が独自政策を実現するため、迅速なマイナンバー利用を可能とする諸手続の迅速化・簡素化を図ること。
- (2) 利用者や地方自治体の意見を取り入れながら、マイナポータルやアプリの機能を充実することや、より使いやすくする改善を継続して実施すること。
- (3) 安心してマイナンバーやマイナンバーカードを利用できるよう、引き続き分かりやすい周知・広報に努めること。
- (4) 行政機関の窓口で本人確認を実施している事務で、カード代替電磁的記録による本人確認が可能となるよう、法令等の規定整備を行うこと。また、新たな機器等の調達に係る経費負担が地方自治体に生じることのないよう財政措置を講じること。
- (5) 対象事務の見直し、システム及びネットワークの改修や維持管理等並びにマイナンバーカード交付事業に伴う区市町村の実施事務に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。また、マイナンバーカードの更新等に伴う住民と区市町村の負担を軽減するための必要な措置を講じること。
- (6) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

### <現状・課題>

マイナンバーを活用してワンスオンリー・ワンストップでの手続が可能となるような法整備や、住民が各種公的サービスの申請等を行う際にマイナンバーの提

出を原則化することを要望しているが、現行のマイナンバー制度においても、迅速なマイナンバー利用を可能とする諸手続の迅速化・簡素化を図るべきである。

現在、都の独自施策において、マイナンバーにより基礎自治体等が保有する個人情報照会する情報連携を行うためには、条例改正や個人情報保護委員会への届出等多くの手続が必要であり、施策の決定から実現までに多くの手間と時間を要している。

そのため、自治体の独自施策において、条例改正を経ることなく迅速にマイナンバーを活用できるよう、法整備をすべきである。加えて、マイナンバーの利用に当たっては、個人情報の利用許諾をその都度得ることなく、様々な行政サービスにおいて利用を可能とすべきである。法整備がなされるまでの間は、自治体の手続の簡素化・迅速化を図り、時間短縮を支援すべきである。

特に、全国で多数実施している生活支援金の一括給付など、個人の権利を侵害しない事業などについては、国が提供している給付支援サービスにおけるマイナンバーの利用による給付事務の簡素化や費用負担の軽減などにも積極的に取り組むべきである。

国は、マイナンバーによる情報照会件数の上限等の技術課題を解消し、大規模なシステムにおいても円滑にマイナンバーの利活用ができる環境を整備すべきである。マイナポータルやアプリの機能の充実については、引き続き、利用者や地方自治体の意見を取り入れながら、より使いやすくする改善に継続して取り組む必要がある。

一人ひとりに最適化されたサービスをプッシュ型で届けるためには、都が実施している018サポートをはじめとして、医療・保健などの自己情報や、家族関係、同一生計者の情報などをサービス提供に反映させていく必要がある。そのためには、サービス提供に活用するための自己情報の種類や提供範囲等を自らが選択・決定し、提供情報に応じた最適なサービスを受けられるよう、マイナポータルなどの環境を整備していかなければならない。

マイナンバー制度の概要・メリットや注意すべき事項について丁寧に示すとともに、情報漏えいやなりすましの対策を徹底するとともに、国民の不安を払拭することが必要である。

カード代替電磁的記録は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の提供を受ける場合を除き、地方自治体の窓口における本人確認に利用できるかが法令上明確ではない。このため、地方自治体の窓口における一般的な本人確認の際にカード代替電磁的記録が利用可能となるよう法令等の規定整備を行っていくべきである。また、地方自治体の窓口において、カード代替電磁的記録による本人確認を行うためには、機器の配備・運用に係る経費負担が継続的に生じるため、国が必要な財政措置を講じるべきである。

都及び都内区市町村においては、マイナンバー制度の安全かつ適切な運用のための準備を進めてきたが、セキュリティ対策の実施や、対象事務の見直しに伴う仕様変更等、大きな費用負担が生じてきた。今後も、制度の運用を進めていく中で、状況に応じたセキュリティの強化、連携する情報の見直しや制度拡大に伴う事務の追加等が継続的に生じるものと考えられる。これらに伴い、システムにおける対応作業及び改修が必要となることに加え、区市町村がマイナンバーカード

交付事業に伴う実施事務（マイナンバーカードの更新及び電子証明書の発行・更新を含む。）を今後も担うことから、費用負担が継続的に生じる見込みであり、地方に新たな経費負担が生じないよう地方交付税によらない適切な財政措置が必要である。

また、マイナンバー制度の施行から 10 年が経過したことに伴うマイナンバーカードの更新や、電子証明書の更新の件数が増加したことによって、区市町村窓口に過度な負担が生じるとともに、利用者の待ち時間が増大している。現在、郵便局で交付申請を取り扱うことができるが、本人確認は区市町村職員が行わなければならないため、負担の軽減には至っていない。さらに、令和 10 年度には次期マイナンバーカードへの移行が予定されているが、移行期の混乱が予想され、交付事業はさらに煩雑化する恐れがある。そのため、オンライン申請への誘導や次期マイナンバーカード移行時における早期の注意喚起を徹底するなど、住民と区市町村の負担を軽減するための必要な措置を講じるべきである。

さらに、マイナンバー制度の導入準備を進める中で、行政の効率化等を図るために事務を移譲した法人においてマイナンバー制度を利用できない等の個別課題が生じている。具体的には、授業料等の保護者負担軽減事務において、法の直接適用を受ける就学支援金はマイナンバー制度を利用することができるが、都の補助を受けて公益財団法人東京都私学財団が実施する奨学給付金及び特別奨学金は利用対象外となっており、提出書類の簡素化につながらない。マイナンバー制度の円滑な導入や広範な普及を促進し、制度の基本理念である国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るためには、地域の実情や個別課題に応じた措置を講じる必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 行政サービスにおけるマイナンバー利用の原則化がなされるまでの間は、マイナンバー利用事務の拡充とともに、地方自治体が独自政策を実現するため、迅速なマイナンバー利用を可能とする諸手続の迅速化・簡素化を図ること。
- (2) 利用者や地方自治体の意見を取り入れながら、マイナポータルやアプリの機能を充実することや、より使いやすくする改善を継続して実施すること。
- (3) 安心してマイナンバーやマイナンバーカードを利用できるよう、引き続き分かりやすい周知・広報に努めること。
- (4) 行政機関の窓口で本人確認を実施している事務で、カード代替電磁的記録による本人確認が可能となるよう、法令等の規定整備を行うこと。また、新たな機器等の調達に係る経費負担が地方自治体に生じることのないよう財政措置を講じること。
- (5) 対象事務の見直し、システム及びネットワークの改修や維持管理等並びにマイナンバーカード交付事業に伴う区市町村の実施事務に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。また、マイナンバーカードの更新等に伴う住民と区市町村の負担を軽減するための必要な措置を講じること。
- (6) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

### 3 全ての法人及び個人事業主のGビズID取得・活用の促進

#### 【最重点】

(提案要求先 デジタル庁)  
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) ワンスオンリー・ワンストップでの手続を可能とし、より適切かつ効果的な行政サービスの提供につなげるため、事業者向け行政サービスにおいて、GビズIDを事業者識別の基軸として位置付け、事業者に関する多様なデータを連携・活用できる方策を講じること。
- (2) 国の責務において、全ての法人及び個人事業主がGビズIDを必ず取得する仕組みを整備すること。
- (3) 上記の仕組みが構築されるまでの間においても、GビズIDの取得や利用促進に向け、普及啓発を一層強化するとともに、デジタルに不慣れな事業者に対する手厚いサポートを行うなど、国の責務において必要な対策を講じること。
- (4) 事業者がGビズIDのメリットを実感できるよう、行政における事業者向け手続においてはGビズID対応を必須とするとともに、地方自治体がシステム改修等によりGビズID対応を行う場合には、財政措置等の支援を講じること。
- (5) 事業者単位ではなく支店や支所等の事業所単位で行う手続における利便性向上のため、事業所を単位とするアカウント管理を可能とするなど、GビズIDにおける事業所情報の在り方を見直すこと。
- (6) 国が整備を進めるGビズポータルでは、地方自治体の手続情報等も横断検索の対象とするとともに、地方自治体の手続サイトにもワンストップでつなぐなど、事業者の利便性向上を図ること。

### <現状・課題>

事業者を識別・認証する番号については、GビズIDのほか、法人に付与される法人番号、税務分野における利用者識別番号、社会保険分野における事業所番号など、分野ごとに個別の番号が設けられ、乱立している状況にある。

こうした中で、GビズIDは、複数の行政サービスに共通してログインできる環境を提供するとともに、事業者が同一の情報を繰り返し入力・添付する手間の軽減にもつながることから、制度横断的な事業者識別・認証の基軸として明確に位置付けていくべきである。

その上で、事業者向け行政サービスにおいて、所在地や従業員数などの基礎的な情報、決算等の財務情報、各種認定・許可等の情報を含む、事業者に関する多様な情報について、横断的に連携・活用させていくことが必要である。

一方で、GビズIDを取得している法人の割合はいまだ約30%にとどまっている。このため、全ての法人及び個人事業主に対してGビズIDを付与する仕組みの構築が求められる。例えば、新規に開業する法人や個人事業主に対し、法人設立登記や開業等の手続と同時にGビズIDを自動的に付与することや、GビズID未保有の法人が役員変更登記等を行う際に自動付与することなど、国の責務において、より強力にGビズIDの取得を進める仕組みを整備していくことが重要である。

あわせて、こうした仕組みが構築されるまでの間においても、GビズIDの取得や利用の促進に向け、法人及び個人事業主への普及啓発の一層の強化や、デジタルに不慣れな個人事業主等に対する手厚いサポートを講じていくことが不可欠である。

さらに、事業者がGビズIDを取得するメリットを実感できるよう、行政における事業者向けの各種手続においてGビズID対応を必須とするとともに、国による財政的支援などを通じて、地方自治体におけるGビズID対応が着実に進む仕組みを構築していくことが求められる。

また、地方自治体における補助金申請や届出等の手続は、事業者単位ではなく支店や支所等の事業所単位で行われることが多い。例えばJグランツでの補助金申請においては、事業所単位の申請管理ができないなどの不便な状況がある。事業所を単位とするアカウント管理を可能とするなど、GビズIDにおける事業所情報のあり方を見直すことで、事業所単位での手続における利便性の向上を図ることが求められる。

さらに、事業者が行政手続を行う際のワンストップ化等を目指して国がアルファ版の提供を開始したGビズポータルについても、今後、自治体の手続等との連携を進めることで、さらなる利便性向上につながるものと考えられる。

### <具体的要求内容>

- (1) ワンスオンリー・ワンストップでの手続を可能とし、より適切かつ効果的な行政サービスの提供につなげるため、事業者向け行政サービスにおいて、GビズIDを事業者識別の基軸として位置付け、GビズIDをキーとして事業者に関する多様なデータを連携・活用できる方策を講じること。
- (2) 国の責務において、全ての法人及び個人事業主がGビズIDを必ず取得す

- る仕組みを整備すること。
- (3) 上記の仕組みが構築されるまでの間においても、GビズIDの取得や利用促進に向け、普及啓発を一層強化するとともに、デジタルに不慣れな事業者に対する手厚いサポートを行うなど、国の責務において必要な対策を講じること。
  - (4) 事業者がGビズIDのメリットを実感できるよう、行政における事業者向け手続においてはGビズID対応を必須とするとともに、地方自治体がシステム改修等によりGビズID対応を行う場合には、財政措置等の支援を講じること。
  - (5) 事業者単位ではなく支店や支所等の事業所単位で行う手続における利便性向上のため、事業所を単位とするアカウント管理を可能とするなど、GビズIDにおける事業所情報のあり方を見直すこと。
  - (6) 国が整備を進めるGビズポータルでは、地方自治体の手続情報等も横断検索の対象とするとともに、自治体の手続サイトにもワンストップでつなぐなど、事業者の利便性向上を図ること。

## 1 8 デジタル空間における情報流通の健全性確保 に向けた施策の強化

(提案要求先 こども家庭庁・総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局・政策企画局・総務局・  
子供政策連携室・都民安全総合対策本部)

- (1) 情報流通プラットフォーム対処法（平成13年法律第137号。以下、「情プラ法」という。）の法的枠組みに、社会に混乱や誤解を与えかねない有害情報を加え、例えば、有害性や社会的影響が特に大きい偽情報・誤情報に対する削除の考え方を示すなど、実効性の高い対策を講じること。
- (2) 情プラ法における「権利侵害情報」への対策に関し、「大規模特定電気通信役務提供者」に該当する事業者の適用範囲を拡大するとともに、具体的な権利侵害に関する情報を例示するなど、利用者にとってわかりやすい削除基準の策定が図れるよう、必要な対策を講じること。
- (3) 災害時など速やかな対応が求められる状況において、プラットフォーム事業者に収益化停止措置を求めるなど、収益を得ることを目的とした悪質な投稿を抑制する対策を講じること。
- (4) レコメンド機能の利用者への選択肢提供や本人確認の厳格化等をプラットフォーム事業者に求めるなど、サービス設計上の対策を推進すること。
- (5) 青少年のインターネット・SNS・AIの利用実態に加え、青少年に与える影響について調査・分析を行うとともに、エビデンスに基づき必要な対策の検討を進めること。
- (6) 技術革新や社会情勢の状況を踏まえた効果的なリテラシー向上が各世代において実現するよう、国主導で地方自治体等各主体が取り組むべき事項の方向性を示すこと。

## <現状・課題>

デジタル空間における偽情報・誤情報の流通は深刻な状況であり、個人の権利侵害やなりすまし型偽広告、災害時における救助妨害等、様々な課題が生じている。加えて、生成AI・ディープフェイク等の技術の進展が問題を更に深刻化させている。都政に関しても、都民に不安や誤解を与える偽情報・誤情報が流通している。

総務省は偽情報・誤情報の流通が社会問題になっていることを踏まえ、令和7年4月施行の改正法（令和6年法律第25号）により、法の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（以下、「情プラ法」という。）に改め、「大規模特定電気通信役務提供者」に対し、権利侵害情報の削除対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付けた。しかし、削除対応の迅速化が義務付けられる対象情報は、権利侵害情報（誹謗中傷、プライバシー侵害情報等）に限られており、有害情報（権利侵害性その他の違法性はないが社会に混乱や誤解を与えかねない情報）については規制対象外となっている。こうした有害情報への対策は、事業者の自主的な取組にゆだねられており、対応内容や水準について法令上の共通の枠組みが設けられていない状況にある。

また、情プラ法の法規制の対象となっている権利侵害情報についても、「大規模特定電気通信役務提供者」に該当しないプラットフォーム事業者は、削除対応の迅速化や運用状況の透明化の義務化の対象外のため、事業者の自主的な取組にゆだねられている。また、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」（以下、「違法情報ガイドライン」という。）では、「大規模特定電気通信役務提供者」が削除基準に盛り込むべき権利侵害に関する情報について裁判例を基に説明しているものの、プラットフォーム事業者の削除基準によっては、権利侵害情報として削除すべき内容が明示されていない場合があるなど、利用者の視点からは、どのような内容が削除対象に該当するのかが必ずしも明確ではない。

偽情報・誤情報が流通・拡散する構造的要因としては、より多くのアテンション（注目・関心）を集めることで発信者が金銭的対価を得る「アテンション・エコノミー」が指摘されている。特に災害時のように迅速な対応が求められる緊急事態においては、偽情報・誤情報の拡散により、行政による災害情報の発信や救助活動等を阻害し、都民の生命や健康に悪影響を及ぼすことが懸念される。災害時等の緊急事態においては、偽情報・誤情報の流通をより抑制させるため、収益化停止措置など、構造的要因にまで着目した制度的対応が求められる。

SNSのレコメンド（アルゴリズム等に基づくおすすめ表示）機能は、利用者が自身の興味のある情報だけにしか触れなくなる「フィルターバブル」及び自分と同じ考えの人とのみ繋がる「エコーチェンバー」形成の可能性等が指摘されている中、利用者の中でレコメンド機能を理解する人は半数以下にとどまるとの調査結果がある。利用者がこの機能を正しく理解した上で、複数情報源の確認や拡散抑制といった行動につなげることが必要である。また、ボット等により人為的に拡散状態を作出するケースが発生していることから、アカウント登録時等の本人確認の厳格化により対策を強化し、なりすましや不正アカウントの利用等を抑

制することが求められる。

都が実施した都民の意識調査によると、10代の約60%がSNSを利用し、約40%がAIを日常的に利用していることが明らかになっている。一方、海外においては、青少年を中心にSNSの利用や機能設計に対する規制の動きが進んでいる例が見られる。こども家庭庁においては、青少年のインターネット利用に関する実態調査を進めるとともに、青少年のインターネット環境の整備等に関する検討会やワーキンググループを設置するなど、青少年が安全・安心にインターネット等を利用できる環境づくりに向けた検討が進められている。しかしながら、インターネットやSNS、AIの利用が青少年に与える影響については、現時点で調査・分析が十分とは言えない。そのため、実態や影響を正確に把握した上で、エビデンスに基づき必要な対策の検討を早急に進めることが求められる。

さらに、発信側の対策に加えて利用者側の情報との向き合い方に関する理解促進も重要である。国は、ICTリテラシー向上策として、各年齢層の特徴を踏まえた教材開発や、官民連携による普及啓発等を行っている。しかし、都が実施した都民の意識調査では、インターネットやSNSなどから流れてくる情報の真偽を確かめる行動について、約3人に1人が「特に何も行動しない」と回答しており、従来の啓発のみでは具体的な行動に必ずしもつながっていないことが示されている。また、生成AI等の技術は日々進歩し社会情勢も変化しており、利用者側も常に知識をアップデートしていくことが求められている。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 情プラ法の法的枠組みに、社会に混乱や誤解を与えかねない有害情報に加え、例えば、有害性や社会的影響が特に大きい偽情報・誤情報に対する削除の考え方を示すなど、表現の自由に十分配慮しつつ、実効性の高い対策を講じること。
- (2) 情プラ法における権利侵害情報への対策に関し、「大規模特定電気通信役務提供者」に該当する事業者の適用範囲を拡大するとともに、違法情報ガイドラインにおいて具体的な権利侵害に関する情報を例示するなど、利用者にとってわかりやすい削除基準の策定が図れるよう、必要な対策を講じること。
- (3) 災害発生時等の速やかな対応が求められる状況において、閲覧数稼ぎが目的の悪質な投稿を防止するため、収益化停止措置により経済的動機を断つ措置を講じるようプラットフォーム事業者に求めるなど、制度的対応を行うこと。
- (4) プラットフォーム事業者に対し、利用者が多様な意見に触れる機会を確保できるよう、レコメンド機能の運用状況の透明化や利用者への選択肢の提供を求めるとともに、悪質なボット・なりすましへの対策として、本人確認の厳格化についても求めるなど、制度的対応を行うこと。
- (5) 青少年のインターネット・SNS・AIの利用実態に加え、青少年に与える影響について調査・分析を行うとともに、エビデンスに基づき必要な対策の検討を進めること。
- (6) 日々進歩する技術革新や社会情勢の状況を踏まえた効果的なリテラシー向上が各世代において実現するよう、国主導で教材形式の検証や課題設定を行い、地方自治体等各主体が取り組むべき事項の方向性を示すこと。